"ZOKUSETSU-SEIGO SHOKA-HITSUYOUKI" -a Reprint and an explanation 1

Yasuyuki Nakamori Makiko Mitsui

Abstract

Written by Sadatoshi Tateishi in Horeki 6 (1756), "SHOKA-HITSUYOUKI" is a book about the origin and mental attitude of a carpenter. As can be seen from the "ZOKUSETSU-SEIGO (correction of the popular beliefs)" of the subtitle, part of the contents are concerned with explaining and then refuting what was believed by the public in those days. For example, although everyone believe that Shotoku-taishi is a carpenter's originator, he is not so, because a temple was built before his birth. Although there are many books by carpenter publisheds from the Edo to Meiji periods, it is one of a few books which deal with more than simply technique.

"SUHARAYA-MOHEE", the greatest publisher of that time published this book, in the "Sensyobo" style. It is left in every place even now, and it is supposed that it was read by many carpenters.

In this paper, we will reprint a text – commentary on "SHOKA-HITUYOUKI". Deciphering this book will tell us what, carpenters of the time prized other than skill acquisition.

底本には、上之巻は国立公文書館蔵本(183-0691)、中之巻は都立

貴重な資料の閲覧ならびに使用をご快諾頂いた両機関に厚く御礼申中央図書館加賀文庫蔵本(3475/1)を用いた。

し上げます。

果の一部である。 本稿は科学研究費補助金基盤研究(C)(課題番号 21520188)の成 す。

共に廿年に一度づゝ御宮を造りかへ給ふ。

此御鎮座の年より宝暦四年

これ

ごちんざ

に至り、千二百七十七年也【内外宮の事は委諸書に有之故、こゝに畧

手置帆負命・」ゥ彦狭知命の裔の制作也。

又此後は格式定りて、

両宮

たおきほおひのみこと

ひこさしりのみこと

せいさく

宮

豊受太神宮、

是なり。

此外摂社・

末社も建立あり。

是皆、

ほかせつしや

まつしや

爰に三ヶ月宿し奉る。其後九月十六日に、

今の御宮地に遷し奉る。

外

やと

有て、

丹波国より豊受太神を迎奉り、

伊勢山国の平尾に行宮を建て

ひらお

かりみや

たて

とよけおゝんがみ むか^

命じ山の材を伐とり宮を造らせ給ひ、

明年七月七日大佐々命に

勅

さ、みこと みことのり

きり

へ往て遷幸の義を申上らる。

又

手置帆負命・彦狭知命二神の裔に

たおきほおひのみこと ひこさしりのみこと

はつこ

・番匠の神御神徳の大意

ゆへ

むねてんわう そうもん

故、

此旨天皇へ奏聞ありければ、

則大若子の命に 勅 ありて、

丹波国

番匠の祖神、手置帆負命・彦狭知命の御事、右に書するは神書のばんじやう。そじん。たおきほおひのをこと ひこざしりのみこと なぎ しょ しんじょ

大概也。其神功の委ことは諸書に便てあきらむべし。
まほむね そのしんかう くはしき しょしょ たより

上にもいふご

につほんかいひやく はじめ いへ いはあな つく きよぢう

り。其とき二神、人の難儀」「で、憐、給ひ、心を合て番匠の基本を起しとく、日本開闢の始は人の家といふこともなく、岩穴を造りて居住せ

給ふ。まことに二神の神徳普く天下に繁栄し、今諸人家に居することした。まことに二神の神徳普く天下に繁栄し、今諸人家に居すること

- 60 **—**

は此二神の御恵也。番匠は此職を受継て宮殿屋宅諸の器財を造るは此二神の御恵也。番匠は此職を受継て宮殿屋宅諸の器財を造るしよく、うけつぎきうでんおくたくもろく、きざいっく

こと、皆二神の神教なれば、此職をつとめて今日妻子を養事、偏になると、というないとなっている。これである。これである。これである。これである。これである。これでは、いいのでは、これでは、これでは、これでは、

ひものやこびきたけぎいくにん うやま 是二神の大恩ならずや。番匠たる人は別て敬奉るべし。此外、桶工

べつし うやまひ

匠家必用記中之巻終」ゥ

桧器匠・鋸匠・竹細工人等も、

此二神を敬ふべし。

三五

三四

豊 鋤入姫命を斎宮とし給ふ。然ども此御宮地神の御こゝろに叶ざとメーヤラいタロぬのをこと さいくう しかれ おんみやちかみ み かなは

りしにや。是より国々所々に大宮地を竟給ひ、大和国三輪の御諸の

みや めい やまとひめのみこと さいくう

宮にて御姪の大倭姫命に斎宮をゆづり給へり。是より又、所々に

遷幸」のまします。凡此御宇より垂仁天皇の御宇迄、国々所々に宮をせんかう

建立し給ふこと、其数かぞへがたし。皆、手置帆負命・彦狭知命のこんりう

裔に命じて造らしめ給ふとかや。此笠縫の里に御鎮座ありし年よりはつこめい、つく

今宝暦四年迄、千八百四十五年になる也。

いすゞ かわのほとり ごちんざ

○ 天照太神五十鈴の川上に御鎮座の事

大倭姫命、国々所々に宮地を求給へども、とかく太神の御心に叶ざゃまといめのぞとくにぐしょく。 みゃち もとめ

りしにや。其後伊勢国に至り給ふ。ときに「ロ天照太神、大倭姫命に誨ー゚゚゚ーのゥ5いせのくに゚゚ぃた

て 日、 是神風伊勢国は常世の浪重浪帰可怜国也。此国に居らんとのたまはく このかみかぜいせのくに とこよ なみしきなみよううましくに お

欲と。故に、太神の教に随て御宮地を定め給ふ。此故に大倭姫命ぉぼす かるがゆへ おしへしだがひ おんみやどごろ きだめ このゆへ

諸氏に命じ給ふは、五十鈴の川上の艸木を伐はらひ、大石小石をしょし、ぬい いすぎ かわのほとり くさき きり

平にし、地の高卑をならして宮地を定むべし。又、手置帆負命・たいらか ち かうひ みやち きだ ただ たおきほおひのそこと

彦狭知命の裔に命じて、先斎柱を立て後御宮を造らしめ、ひこさしりのをことはつこ めい まづいんばしら のち みゃっく

天照太神

うつ しづめ ころしやまつしや こんりう

そのかずお、これとき所々に枌社末社を建立し給を遷し鎮め奉る。今の内宮是なり。此とき所々に枌社末社を建立し給

ひごようんざ

ふ。」ゥ其数多し。

是又、

手置帆負命・彦狭知命の裔に命して造らしむ。

此御鎮座の年より宝暦四年迄、千七百五十六年なり。

とよけお、んがみやまだのはら ごちんざ

の 豊受太神山田原に御鎮座の事

天照太神、伊勢国宇治の五十鈴の川上に鎮座し給ひて後、四百八十一いせのくにうち、いすい、かわのほとり ちんざ のち

年を歴て雄畧天皇の御宇廿一年冬十月、天照太神、大倭姫命に誨覚しへ ゆうりゃく ぎょう

さかない はら ましま とよけおゝんがみ わかますくに うつ

給ふは、丹波国魚井の原に座す豊受太神を我座国に遷し奉れと」6月1

かさぬひ さと こちんざ

モ 天照太神笠縫の里に御鎮座の事

命は忌部の祖神なるによつて、

御孫天富命社を建立して尊崇し給ふ

此外諸神の孫、

所々の物を造りて天皇へ捧給ふ也。凡此ときよ

つく

瓊々杵尊日向の高千穂の峯に天降りましますとき、」ゥ天 照 太 神 三 種に、ቄのみことひうが たかちほ みね あまくだ

の神宝を授給ひて、此国の主としたまふ。よつて皇孫尊へ勅して日、

此 宝 鏡をみまさんこと、我をみるがごとくすべし。床を同し、 殿ぃゎヒケットゥト・ム

を供にして、斎の鏡となすべしとの神勅によりて、御同殿に斎ひ祭とも

り給ふ。人皇初代神武天皇も厚く神を尊敬し給ひ、神代の教のごとにんわうしよだいしんむてんわう。あつ、かみ そんきやう

にし、

じんだい

つた

しそん

其外神代より伝ふる神々の子孫をして、それく一の職に任し給

Š

誠に神武天皇の神威四海にみちて、一人も敵する者なく永く太平

たいへい

天津罪、

国津罪を解除ひ、

大伴氏・物部氏は朝敵退治の権を」3

あまつつみ

くにつつみ

とも

もの、ベ

てうてきたいぢ

たなこ、ろ

掌

とを民にしらしめ給ひ、中臣・忌部の二氏は神祇を祖祀の儀を掌りて、

なかとみ いんべ

L

しんき

まつる よそほひ つかさと

り王業盛に行れ、三種の神宝を正殿に安置し給ひて、

かんたから しやうでん あんち

神国の貴きこ

く三種の神宝を御同殿に斎ひましくくける。然に、人皇十代崇神天皇みくさ かんだから いは

にいたりて、基神威をおそれ給ひ、供に住こと安からずとおぼし召て、はははだしんい

更に石凝姥神の裔、又当天目一箇命の裔二氏に命 して剱鏡を造らきらいしこりどめのかみはつこ あまのまひとつのをことはつこし みことのり つるぎかごみっく

しめ、御身の護とし給ひて、御殿に祭り給ふ。又手置帆負命・
おんみ まもり ごてん まっ たおきほおひのみこと

彦狭知命の裔に命して大和国笠縫の里に宮殿を造らしめ、神代よびこさしりのみことはつこ をことのり かきぬひ きと きうでん っく しんだい

り伝ふる剱鏡を遷し鎮め奉り給ふ。天照太神宮是なり。 則皇 女った けんきゃう うっ しづ

ふ年より今宝暦四年迄、二千四百十四年になりぬ!

神功誰しもこれを仰貴ずといふことなし。

此橿原に内裏を建立し給

かしはら

の国となし給ひ、

皇統万々歳天地と窮なき人皇の基本を起し給ふ。

くわうとうはんぐ〜ぜいあめつち きわまり

にんわう

<u>=</u>



(11 丁裏)

今其地に忌部氏の人多し。

これを阿波の忌部といふ。

あは

ところ いんべ

阿波の国に居住して麻穀を殖給ふ。

ゆへに、

其郡を

あは

くに

あさかぢ

(12 丁表)

だいじやう ゑ

あた

そのくに

さんもつ

あまのひわしのみこと 天日鷲命とあれは、 建立してうやまひ奉る也。『延喜式』にも麻殖郡座忌部神社 大 忌部をわかち総の国へ遺され、 みな天日鷲命の子孫なり。此ゆへに忌部の人くへ、 麻殖と名く。 【天日鷲命の孫、 嘗会のときに当りては其国より所々の産物をさ、げ奉りたまふ ひわしのみこと まご あまのひわしのみこと くに

ゑんぎしき

をゑのこほりにます いんべのしんしや

山さき村に社を

【総の国は後にわかれて両国となる。今の上総・下総也。 此忌部居住

麻穀を植させ世の重」っ宝となさしむ

あさかぢ

うへ

てう

有し地を安房の郡と号く。 今の安房の国也。 此国に忌部氏の人有と神

ところ

あわ

あわのやしろ 書にみへたり」。天富命、 あまとみのみこと 其地に太玉命の神社を建立し給ふ。 ところ ふとたまのみこと やしろ こんりる 是を

り今宝暦四年迄、二千四百十四年になる。由来久しきことなる。太玉 安房社と号く【今此神社を州崎の神社といふ。此御社こんりうの年よ

由来久しき御社也』。

又天富命、

彼阿波の

あまとみのみこと

地に内裏を経営し給ふ 【橿原の地は、 かしはら 今葛上郡柏原村に旧跡ありと

『藻塩草』にみへたり】。よつて忌部の長、 いんべ ちやう あまとみのみこと 天富命は、 たおきほおひのみこと 手置帆負命の

孫・彦狭知命の孫を率て下津磐根」ゥに大宮柱ふとしく立、 まご ひこさしりのみこと まご ひきい したついはね おほみやはしら 高天原に たかまのはら

千木高しりて宮殿を造らしむ。 つく 又宮中に蔵を建給ふ。これを斎蔵と名 きうちう くら たて いんぐら なづ

忌部氏をして永く其職に任し給ふ なか そのしよく よざ 【是蔵の始ならんか。 これくら はじめ 前に云ご

手置帆負命・彦狭知命は、 神代に始て番匠の道を起し給ふ大功

あるゆへに、神代に宮建立ありしときは、 此 一神に命じて造らしめ給

Š 此例によつて神武天皇も二神の孫に命じて内裏を造らしめ、 永く

其職に任し給ふ。此故に代々の天皇も、二神の裔を内裏の匠 頭と定

きよぢる

給ふ也。 よつておもふに、 民家にも是に倣て、 ならひ 格式の普請には古法を かくしき ふしん こほう

不,失。 家造りに臨では、 其主の先祖のとき造りし番匠の子孫を以て あるじ せんぞ つく しそん もつ

家宅を造ること、 是上古の遺風也。 是のみならず、 余のことも古例

> に合事ま、多し】。 又斎部の諸氏を率て、 いんべ しよし ひきい 種々の神宝・鏡・玉 かんたから かゞみ たま

木綿・ 麻織布・盾・矛をつくりて、 たて てんわう 天皇へ捧奉らしむ 【忌部諸氏は、

天日鷲命孫、手置帆負命孫、彦狭知命孫、天目一箇命孫、あまのひわしのみことのまご たおきほおひのみことのまご ひこぎしりのみことのまご あまのまひとつのみことのまご

くしあかるたまのみことの 明 玉 命孫也。 此とき天富命を首とし」11 あまとみの

櫛

挿絵 + 丁裏、

て、 皆忌部氏の御一門なり」。手置帆負命の孫 みないんべうぢ 矛竿を制て献上し給 ほこさほ つくり けんじやう

ふなり【此矛竿を献じ給ふこと吉例と成て、 きちれい 毎年矛竿を献し給ひて、 ほこさほ

大同年中迄も此例虚か□ず。此とき手置帆負命孫わかれて讃岐国にだいとうねんきうまでこのれいむなし (らか)

居住あるゆへに、 讃岐の忌部と云。 なを子孫はびこりて、 忌部氏多か

る ベ し。 矛竿は矛の柄なり。 今 の 鑓 ^やり が ある 0) たぐひなり」。又

あまのひわしのみこと まご 天 日鷲命の孫は、 阿波の国へ下り、 くに くだ 麻穀を植て天皇へ献上し給ひ、 あさかぢ うへ

あは

【俗説正誤】匠家必用記』〈翻刻と解題〉(一)

三十

く御心に合ざりしにや。ときにその国」ョ神、 くに かみ ことかつくにかつながさ 事勝国勝長狭を召て問 めし とひ

給ふは、宮を造るによき所ありや。 長狭の日、よき宮地有。 ながさ いはく みやぢあり 御心のまゝ

に御幸覧あるべしとて導し、 みちびき 吾田の長屋笠狭の崎にいたりたまふ【今 あだ ながやかささ

此所を宮崎といふ。 高千穂の峯を去ること二十里と或抄にみへたり】。 たかちほ

則 すなはちながさ おしく 長狭の教によつて、 其地に宮殿を造営して住給ふ。 そのところ みや そうゑい すみ 是より これ

天業専さ 専さかんにして、 天児屋根命・天太玉命を補佐の臣とし、 あまのこやねのみこと あまのふとたまのみこと ほさ

経津主命・武甕槌命は征伐の権を 掌り、 ふつぬしのみこと たけみかづちのみこと せいばつ 善けん つかさどり 其外の諸神ともに官職を そのほか しよじん くわんしよく

すべみまのみこと まも はんべ 皇孫尊を守り侍らしむ。 是より地神四代彦」ゥ火々出見尊 これ ぢじん ほ、てみのみこと

うかや ふきあはせずのみこと このおんみや

同五代鸕鷀草葺不合尊も此御宮にましくくき

じんむてんわう

⑦ 神武天皇大和国橿原に内裏を建立し給ふ事

にんわう はじめ 人皇の始、 神武天皇は、 じんむてんわう 鸕鷀草葺不合尊第四の御子也 うがや ふきあはせずのみことだい 日向国にま

しく、て天下を御し給ふ。然るに近国はよく治れとも、 あめがした しろしめ しか きんごく おさま 遠国におる

やゝもすれ わうめい もの このゆへ とうこくせいばつ

7 動 ば皇命にそむく者有。 此故に東国征伐をおぼし召立給ひて、

みふね 皇舟に召れ日向国を出帆して、 めさ ひうがのくに しゆつはん 筑紫の宇佐に至り給ふ【今豊後国宇佐 つくし うさ

也」。 其地に 宇 佐津彦」10 つひこの みこと 命、 宇佐津姫命とい うさつひめのみこと ż 人ありて

あしひとつあかりのみや つく てんわう まちうけ

柱 騰 宮を造りて天皇を待受、大に饗奉る 【あしひとつあかりの

宮は、 「きさはし」「高らん」ある宮也。是其始ならん。 貝原氏曰、 其

これそのはじめ

ときの宮柱の穴とて、 呉橋川の川 くればし 上の水際にありと】。 是より

吉備国高嶋に至り給ひ【今備前国高嶋なり】、行宮を建て爰に三年ま ۲,

\$2 是より又御舟に召て難波に至り給ひ、 みふね めし 河内国をこへ、

大和国にいたり給ふ。 此時に不順賊徒を悉 誅し給ひて、 このとき まつろはぬぞくと ことごとくちう 橿原といふ

神事をしらすべき也。 宮造りの制は、 のり はしら 柱はふとく高く、 たか 板は広く厚き いた ひろ あつ

を用ゆべし【杵築の大社は余の社よりも大なるは此謂也】。 其外

高橋・浮橋・天の鳥舩を造りて、 たかはし うきはし あま とりぶね つく 海に遊ぶの具とすべき也。 うみ あそ そなへ ばんじやうがみ 番匠神は

手 たおきほおひのみこと 置 帆負命・ ひこさしりのみこと 彦 狭知命を定べし【『日本記』 さだむ に紀伊 きいのいんべのとおつおや . 斎部遠祖

手置帆負命を定て笠縫とし、彦狭知命を盾作とすといへり。 たおきほおひのみこと さため かさぬひ ひこさしりのみこと たてぬひ げんしやう 元正

てんわうようらうねんぢう いゑひとしんわう

天皇養老年中に一品舎人親王『日本記』をゑらみ給ひしとき、 此

神の裔、 じん 紀伊国名艸郡、 なぐさのこおり 御木郷・麁香郷に居住有し故、 げう あらかのげう きよしいうあり ゆへ 其先祖の神 かみ

をさして紀伊忌部遠租と書給ふ也』。 いんべのとおつおや あまのまひとつのみこと かなたくみ さだめ 天目一箇命を金工と定給ふ 上加品

これ かぢ そじん

にもいふことく、 是鍛冶の祖神也。 此とき宮入用の金物を造り給ふな

るべし】。大己貴命、 おほあなむちのみこと この 此8 みことのり 詔 をうけ給りて、 其御子事代主命と その こ ことしろぬしのみこと

もに太神の勅命にしたがひ、 おゝんがみ ちよくめい 事ゆへなく国を皇孫尊に授給ふ。 ے くに すべみまのみこと さづけ すなはち 則

大 おほおあなむちのみこと もち 己 貴 命 の持給ふ所の広矛を二神に授給ひて 日 ところ ひろほこ じん さづけ のたまはく あれこのほ 若此矛をもつ

【俗説正誤】匠家必用記』〈翻刻と解題〉(一)

て国を治るに功あり。 くに おさむ こう 今皇孫尊、 いますべみまのみこと 此矛をもつて国を治め給はゞ、 ほこ

か

ならず平安なるべしとの給ひて、 かくれさり 隠去給ふ。 二神此矛を請取給ひて、 じん

あまてらすお、んがみ このよし

天

照太神へ此由を作上られける 【此段、 大己貴命出雲の大社を建

立し給ふことかくのごとし】。

すべみまのみことたかちほ みね

Œ) 皇孫尊高千穂の峯へ天降り給ふ事」ゥ

大己貴命、 おほあなむちのみこと くに すべみまのみこと さづけ 国を皇孫尊へ授給ふこと上聞に達し、 じやうぶん たつ あまてらすお、んがみ 天照太神の御

66

よろこび 悦喜かぎりなし。ときに天照太神、 たかみむすびのみこと かたつ のたまはく あしはら 高皇産霊尊に語て日、 芦原の

瑞穂国は吾孫の主たるべき国也。 みづほのくに わがまご きみ くに すべみまのみことゆき しらす 皇孫尊就て治べし。 あまつひつぎ さかへんこと 宝祚の 隆 事

はまさに天懐と窮なかるべしとの給ひて、 あめつち きはまり 三種の神宝を授給ふ。 みくさ かんだから さづけ ょ

つて諸神付したがひ、 天の八重雲を威稜の道別に道別て、 あま いづ わけ 筑紫日向の

高千穂の峯に天降り給ふ。 みね あまくだ それより方々と宮地を求め給へども、 みやぢ

二九

二八

十握の剱を抜て、大虵をずだく、に斬給ふ きり 【此剱を天羽々斬の剱と云。 つるぎ あまのは、きり つるぎ

又は虵の麁正共号く。 今備前国赤坂郡、 びぜんのくにあかさかこほり いそのかみみたまのじんじや まつ 石上魂神社に祭る。又は

大和 やまとのくにいそのかみ しんしや 国石上の神社に祭るともいへり」。 其尾に至りて剱の刃すこし つるぎ

缺ぬる故、割てみ給ふに、 さい 霊異なる剱あり。 つるぎ 天のむら雲の御剱と号」ゥ くも ぎよけん なづ

< 【是三種の神宝の一つなり。 しゆ かんたかこ 景行天皇の御宇東に賊徒起りしとき、 けいかうてんわう ぎようひがし ぞくとおこ

皇子日本武尊此御剱をもつて発向し給ふに、 わうしやまとたけるのみことこのぎよけん はつかう 賊徒畏恐れてことぐく

くなびきしたがへり。 国平安となりしこと、 比剱の御徳也。 神を木に

たとへて、一柱二柱といふ。 万民を艸にたとへて、あをひとくさとい ばんみん くさ

かるがゆへに、 此つるぎをくさなぎの剱といふ。艸なびきの中

あつた

そさのをのみこと

畧なるへし。今尾張の国熱田の神宮におさむ』。素戔鳴尊、 ゑ わたくし おゝんがみ あめがした てうほう 今奇異の

となさんとおぼし召て、 あまてらすお、んがみしやうけん 天照太神へ上献し給ふ。 此とき稲田姫をめ

剱を得て私に持べきことにあらず、

太神へさ、げ奉る。天下の重宝

とりたまひて、宮地 求 給はんと欲し、 出雲国清といふ所にいたり給 いづものくにすが

ふときに、 素戔鳴尊、 そさのをのみこと みこゝろ 御心もやはらぎ清浄の心にたちかへりたりと

おぼし召て、吾心清清之と自の給ふ也。 あがこ、ろすがぐ~し みずから すなはち 則この」で清といふ所清浄な すが

ところ すみ おほあなむちのみこと

る地によつて、宮殿を造営して住給ひ、 ほどなく御子大己貴命を

あれま 生し給ふ。 此御宮も、 みや 手置帆負命・彦狭知命の造りたまふものなり たおきほおひのみこと ひこさしりのみこと つく

おほあなむちのみことひすみ こんり 大己貴命日隅宮を建立し給ふ事

(E

天照太神、御孫天津彦火瓊々杵尊なあまてらすお、んがみ おんまごあまつひこ ほのに、きのみこと あしはら なかつくに

御孫天津彦火瓊々杵尊を芦原の中津国の主とし給はん

とおぼし召て、 経津主命・ ふつぬしのみこと たけみかつちのみこと 武甕 槌 命二神に じん みことのり 詔 して、 豊芦原

中津国を平げしむ。 なかつくに 二神出雲国へ降り給ひて大己貴命に対面 じんいづものくに おほあなむちのみこと たいめん

太神の詔の の旨を仰られ」ゥしは、 むね おほせ 国を皇孫尊へ譲 すべみまのみこと ゆづる 汝は

あまのひすみのみや つく 天日隅宮を造りて住べし【日隅宮は今の杵築太 社 也】。今より後は ひすみのみや

り給ふ故に、後には皆穴を去て家に住事になりぬ。此故に、 みなあな いへ すむこと このゆへ 諸人此一 しよにんこの

神の恩頼を蒙らずといふことなし。

そさのおのみことすがち

素戔鳴尊清地に宮を建給ふ事

に天降り給ふ。其地に八俣の大虵ありて、 素戔鳴尊は上に云ごとく、 そさのおのみこと かみ そのところ やまた おろち 諸神の逐によりて、遂に出雲国簸の川上 しよしん ゆらひ 稲 いな つい いづものくにひ かわかみ

(五丁裏)

田姫を害せんとす。 素戔鳴尊是をき、給ひ、忽いつくしみの御心を そさのおのみことこれ

起し給ひて、其苦を救ひ給はんと欲し、 大虵を退治せんことをはか おろち たいぢ

り給ふ。先あしなづち、てなづちをして、毒酒を造らしめ大虵にあた どくしゆ つく

へたまへば、大に酔てねふる。其とき、そさのおのみこと、帯し給ふ





(6 丁表)

二七

二六

天目一箇命は剱斧及もろくへの刃物を造り給ふ【是鍛冶の祖神也。

播磨の国、多賀郡に御鎮座有。俗説に管相丞を祭り、或は稲荷を祭るはりまっに、たかこほり、ごちんざ そくせつかんしゃうぐくまつ あるひ いなり まつ

はあやまり也。二神ともに鍛冶の祖神にあらず】。手置帆負命・」ゥゕぉ きじん たおきほおひのをこと

彦狭知命二神は、斎斧・斎鋤・天御量を以て【「斎斧」は今いふまのことしりのみこと いんおの いんすき あまのみはかり いんおの

さかり也。「斎鋤」はすき鍬也。「天御量」は番匠道具の名也。大小いかり也。「斎鋤」はすき鍬也。「天御量」は番匠道具の名也。大小

長短をはかりて宜に用る故、ばかりと云』、山へ入、材木を伐出し、

瑞殿を造り給ひ、又殿門を造り給ふ【瑞はみづく、敷清浄の儀祭の祭らかっく など っく きょ

くになか あめのみはしら たて しんとく殿 は御在家也。手置帆負命・彦狭知命、番匠の道を始給ふことは、

伊弉諾尊・伊弉冊(ママ)

尊、

国中に天御柱を化立給ふ御神徳をかんじ給ひ

て、番匠の道の基本をひらき給ふ也】。天鈿女命は神楽を奏して舞給みち、もち、もとい、あまのうすめのをことかぐら、そう、まひ

ふ。天児屋根命、天太玉命はともに祈祷まさしむ。ときに太神岩戸あまのこやねのみことあまのふとだまのみこと いのり おこんがみいはと

をほそめにあけ御覧じ給ふ。 故 に、めでたいと云言葉、此ときよりごらん かるかゅへ いさとぼ この

ぞ始る也。天手刀雄命は岩窟の側に侍りて、終に岩戸を引啓、太神はじま あまのたちからをのみこと いはや かたはら はべ つい いほと ひきひらき おうんがみ

の御手をとりて引」4出し奉り、右の新殿にうつし奉る。 櫛磐間戸命、

豊磐間戸命は、御門を警固して人の出入を禁じ給ふ。此故に、今神社とよいはまどのみこと みかと けいご でいり きん

の門に此二神を安置するの謂也。終に太神の御心とけて、万民安堵は、このじんあんちいばれ、ついおこんがみみころ

to、おもしろといふことは此ときよりぞ始る也。よつて罪を素戔嗚尊故、おもしろといふことは此ときよりぞ始る也。よつて罪を素戔嗚尊ゅ^ はじま

によせて、根国へ逐給ふ。此故に、天 照 太 神 天下を御し給ふこと

もとのごとし。此とき尊貴の神くくは、宮殿を造り居住」ゥし給ひ、

万 民 貧 ものは、山に往来して岩穴に住とかや【今諸国にある岩穴は、ばんみんまつしき わうらい いわあな すむ

神代に人の住し後也。俗説に、上古は火の雨ふりし故に、穴居するとじんだい すみ あと そくせつ むかし ひ あめ ゆへ あなる

ふは 誤也」。此比手置帆負命・彦狭知命、専 宮 殿 及屋 宅を造まやまり このころだおきほおひのみことひこさしりのきこともつはらきうでんおよびおくたく つく

61

くになか あめのみはしら

のづからこるといふ義也』。二神此嶋に天降り給ひて、 国中の天御柱

を立【天の御柱の事は神道の根元、 しんたう こんげん 其理いたつて深し。神書にたより ふか しんしよ

やひろ みや たて みや

て意味すべきこと也】、八尋の宮殿を化立給ふ也【此宮殿は、 天の

とく みたつ きうでん

瓊矛の御徳によつて化立宮殿なり。これ神代天宮のはじめ也。「八つ_

は神道に愛する数、 すう 神徳八方へ布を称ずる義也。「尋」は手をのべ尋 とく ひろ

しく しやう

どりて、宮の大さをきはめ給ふ也。上にもいふごとく、是を手量とい

ふ。又は手尋ともいへり。ひとの長にてはかる。是をたかばかりと云。

今の鴨居の高さ五尺七八寸にするは、 根元たかばかりより出たること

すなはちこのきうでん 則此宮殿にましくて、 天」ゥ道万化を施し、 てん たうばんくわ ほどこ 日月山海土金 さんかい どきん

すいくわそうもくとう かみ あれま

水火艸木等の神を化生し給ふ。

天照太神磐窟に幽居給ふ事

伊弉諾尊・伊弉冊尊、 こくど 国土を化生し給ひて後、 あれま あまてるお、んがみつきよみのみこと 天照太 神 月

を生せり。 次に素戔嗚尊を産給ふ。然に、 そさのおのみこと うみ しかる 素戔嗚尊悪行日々にさかん そさのおのみことあくぎやうひ

はなはだ たいめん

なる故、 天照太神の御いかり甚し。 もはや対面すまじとの給ひて、

天下の政を捨、天の磐窟に幽居ましくへぬ。時に六合常闇にして、 あめがした まつりごと すて あま いはや こもり

昼夜のわかち」3なく【常闇とは天照太神磐窟へ入給ふゆへに、国に ちうや とこやみ

— 70 —

守護なく村に長なきがごとくにして、安心ならざるをいふ】、此故に むら ちやら

やをよろづのかみ うれひ 八百万神愁給ひ、天の高市に会集して、太神を磐窟より出し奉らん あま たかいち くわいしう おゝみがみ いはや

ことを談合評義し給ふ。ときに思兼命遠く だんかうひやうぎ おもひかねのみこととお おもんばかり あまのぬかとのみこと 慮 、天糠戸命をして

日像の鏡を鋳さしむ ひのみかた かゞみ 【天糠戸命は鋳物師の祖神也】。 あまのぬかとのみこと いものし そじん 長白羽の神は おさしらは かみ

和幣を造らしめ、 あまたなばたひめのみこと かんぞ 天棚機姫命は神衣を織て和衣を造らしむ【今婦人 おり にごたへ

三五

の神の功をのぶるものなり。

目次

いんやう じん やひろ きうでん

陰陽の二神八尋の宮殿を化立給ふ事

あまてらすお、んがみいはや こもり

天照太神磐窟に幽居給ふ事

そさのおのみことすがち みや こんりこ

素戔鳴尊清地に宮を建立し給ふ事

 \equiv

大己貴 命日隅の宮を建立し給ふ事」

あなむちのみことひすみ みや こんりう

兀

すべみまのみことたかちほ みね あまくだ

皇孫尊高千穂の峯に天降り給ふ事

五.

じんむてんわうかしはら だいり こんりう

六 神武天皇橿原に内裏を建立し給ふ事

かさぬひ さと

七 天照太神笠縫の里に御鎮座の事

いすゞ かわのほとり

八 天照太神五十鈴の川上に御鎮座の事

とよけお、んがみやまだのはと

九 豊受太神山田原に御鎮座の事

+ ばんじやう かみ 番匠の神御神徳の大意」ウ しんとく たいる

しやうかひつようき

匠家必用記中之卷

立石定準記

二四

じん やひろ きうでん

 Θ 陰陽の二神八尋の宮殿を化立給ふ事

それてんちかいひやく たかまのはら かみ みな あめみなかぬしのみこと

とよけお、んかみ

夫天地開闢のはじめ、高天原にまします神の御名を、天御中主尊と

てんちかいひやく はじぬ

申奉る【今の伊勢外宮豊受太神是之】。天地開闢の始より今にいた

る迄、国にとこしなへにまします故、国常立尊: ゅへくにとこたちのをこと 国常立尊共申奉る。是天神 これてんしん

さうぞく

初代の御神也。次に、二代三代と相続し給ひて、七代目の御神を

伊弉諾尊・伊弉再尊と申奉る。(マア) あまつかみこのふたばしらのかみ みことのり

天神此二神に詔し給ふは、

いましゆき ち りやう

豊芦原の瑞穂の国あり。 とよあしはら みづほ くに 汝往て知」②領し給へとて、 天瓊矛を賜ふ。 あまのとほこ たま

あま うきはし うへ ましく しん おこ ほこ

一神天の浮橋の上に座て、一心を起し、戈をさしおろして、国をもと

あをうなばら

め給ひしかば、滄海を得給ひき。引あげ給ふとき、矛のさきよりしたゞ

り落る潮結て一つの嶋となる。是をおのころ嶋と云【おのころ嶋はお

— 71 —

かみ

におけるがごとき、」ゥ与共に天を戴かざるの讎也 ともにとも あた 【崇峻天皇は

聖徳太子のためには、 叔父にして且君なれば、 そのうへきる なんぞ其仇を報給は そのあだ むくい

ざるや」。 然れども仏を好の故を以て、 ほとけ このむ ゆへ もつ 始終馬子と志を同し、 しじうむまこ こころざし おなじふ こと 事を

とも 遂に君父の仇に党し、 つゐ くんふ あだ とう 罪なき守屋を殺して其私をなせりと つみ もりや ころ そのわたくし

いへり。 『八幡本記』にも、 はちまんほんき かのしやうとくたい し 彼聖徳太子・蘇我馬子等、 そがのむまこ 我国の神の わかくに かみ

御教に戻り人道を断ぬる。仏法をして此国に弘められしに、二人とも みおしへ もと しんとう たち ぶつほう このくに ひろ

に二代ならずして、其子孫尽く絶ほろびにき。これを以てみるときは そのしそんこと(たへ

総て事を作すにはかならずよく其始を慎べき」33なりと云云。是等の おこ そのはじめ つゝしむ これら

弁論、諸書にくはしければ今くだく~しくのぶるにおよばず。 第一に、

「日本記」 をみて証とし、次に、 しやう つぎ 『神社考』:『俗談正誤』:『広益俗説弁』 じんじやかう ぞくだんしやうご くはうえきぞくせうべん

和事始 等の書を考合せて、聖徳太子のこと或は守屋・馬子がこと しよ かんかへあわ しやうとくたいし あるひ もりや

を知べし。 惣て人のはなしには、何事によらず我好む所に応じ、 わがこの ところ おう 、善を

【俗説正誤】匠家必用記』〈翻刻と解題〉(一)

あげ 挙て悪をかくし、非を談て是をかくすこと有。 U かたつ あり 已に忠臣の守屋を すで ちうしん

ぎやくしん 逆臣とし、 馬子が悪逆不道なる事を不」言は、 むまこ あくぎやくふどう 3 ざる いは ぶつしゃ 仏者が癖見なることを

しるべし。 此故に虚実分明ならざるは、「ゥ正史実録を明らめざるの謂 このゆへ きよじつふんみやう しやうしじつろく あき

なり。 其外聖徳太子のことを記せる書あるといへども、又かくのごと そのほかしやうとたいし しる しよ

しやうしじつろく ゑとく みだり かた

し。 正史実録を会得せずして、妄にこれを談ることなかれ

匠家必用記上之卷終」34

正誤匠家必用記 中

しゃうかひつよう

匠家必用記中之卷

爰に記するは神代に始て宮造りありしことを載せ、 じんだい はじめ みやつく の 次に神武天皇都造 つぎ じんむてんわうみやこつく

りのこと、又は二所 皇太神宮御鎮座の時代を筆して、 しよくわう だいじんぐうごちんざ じだひ もつはら番匠 ばんじゃう

は、 異国より始る也。天竺などは、 てんぢく 別して熱国なるゆへに人

の身臭し。 此故に貴人に対面するときは、かならず柄香炉を きにん たいめん

前におゐて、 其身の悪臭を屏る也。『大智度論』 そのみ あくじう しりぞく だいちどろん にも、

てんぢくこくはねつす もつて みのくささゆへ 一、以」香塗」身といへり。 もつて かうくぬり

天 竺国熱、 以...身臭故

ふつきやう ねんぶつとな

佛経并念佛唱ふべからず。

じゆず 数珠并佛具類 ぶつぐのるい

にそうおよびけがれふじやう ひと しんぜん ちかづく

尼僧及汚穢不浄の人、 神前に近付べからず。

もんどう

1 問答

或 あるひととう いはく ばんじゃう そじんさうゐ 問 て曰、番匠の祖神相違せる事始て知ぬ。 ことはじめ しん 尤其理にあたれり。

じこん いご あらためそんきやう 改尊敬すべし。然れ共、聖徳太子」ゥ逆臣守屋を□して しか とも しやうとくたいし ぎやくし(ん)もりや

後、 ぶつほう 仏法を弘給ふ。大功正に人の□所也。 たいこうまさ ひと 俗説なが(ら聖徳)太子を

> 神明のごとくに思ひ、番匠の祖神と祭り来りたれば、 ばんじやう そじん 今更廃がたし。

神代より定る番匠の神と合せ祭るべきやいかん。 さだま ばんじやう かみ あは まつ 又馬子宿祢も

堂塔数多建立し、 たうとうあまたこんりう ぶつほう きゑ 仏法帰依の人なりと聞けるに、 ひと 佛氏馬子がことを

沙汰せざるは、いぶかしき事也。 ٤ こたへていはく しやうとくたいし 答曰、 聖徳太子を信仰あらば、

太子の徳行の根元を考へて別にこれを敬ふべし。 たいし とくかう こんげん かんがへ べつ うやま 聖徳太子仏法を弘 しやうとくたいしぶつほう ひろめ

給ふ功ありとも、番匠の祖神と合祭」32べき謂なし。 ばんじやう そじん あはせま(つる) いはれ 少も混雑するこ すこし こんざつ

となかれ。又守屋・馬子がことは、『日本記』を考れば、 守屋は忠臣 もりや ちうしん

にして悪にくみせず、馬子宿祢は崇峻天皇を弑し奉る悪逆不道の人 すくね すうじゆんてんわう しい たてまつ あくぎやくぶとう ひと

貝原氏『倭事始』にも、 馬子は君を弑するの乱臣也。 むまこ きみ しい らんしん しかれ すなはち 然ば 則

仏教の世道に益なくして、人倫に害あること又知ぬべし。 ぶつきやう せいどう ゑき じんりん かい しん 世俗妄に せ ぞくみだり

仏氏が誣枉を信じ、遂に守屋をさして逆臣とす。守屋は是君の非を ふわう しん つい ぎやくしん

格の忠臣にして、 正を崇の端士なる事をしらず。彼聖徳太子の馬子 せい たつとぶ たんし かのしやうとくたいし むまこ

に尊信し奉るべし」30 そんしん たてまつ

ばんじやうそじんまつりのしだい 番匠祖神祭之次第

かくのごとくいた かみ このしんかう

手置帆負命 如 此 板にても紙にても此神号を書し、

かみだな まつ |神棚に祭るべし。神棚の上に鈴をかけて かみだな うへ すゞ

彦

狭知命

神拝の度毎に引ならすべし。 しんはい たびごと ひき

せつく

祭日、 五節句、 又毎月朔日・十五日・廿八日

そなへもの

備物

もちろん

かゞみもち

鏡餅

弐備 正月には勿論、つねにはみ合たるべし。

みき

神酒 弐瓶

ぎよるい

弐尾 何にても時のみ合たるべし。」ゥ

魚類

御供

弐膳

古器を用ゆべし。白木の木具を用ひてよし。

ごくう

りものは悪し。

【俗説正誤】匠家必用記』〈翻刻と解題〉(一)

いみもの

まいてうおこた

毎朝怠らず神拝して神恩を謝すべし。

まつさかき たつ

松榊を立べし。

禁忌

ぞく これ はなえだ

しきみ 樒 俗に是を花枝といふ。大毒木なるゆへに、神事に不」用。

じんじ もち いず

かるがゆ(へ) くん りやく いま

故に、あしきみと訓ず。「あ」を略して、今しきみといふ。

毒木なることは日本の書はもちろん、唐士の『本草綱目 もろこし ほんぞうこうもく

— 74 —

毒草の部の内にもみへたり。

せんかう

線香

しきみ

樒にて製するゆへ、右に同じ。 あるひとのいはく つね このこう にほ 或 日、常に此香を匂へば

しぜん うつしやう

自然と欝症の病を生じ、或は人の気をへらすといふ。よつて

ひとき

じんじや かう 世俗、

しやうかうばん

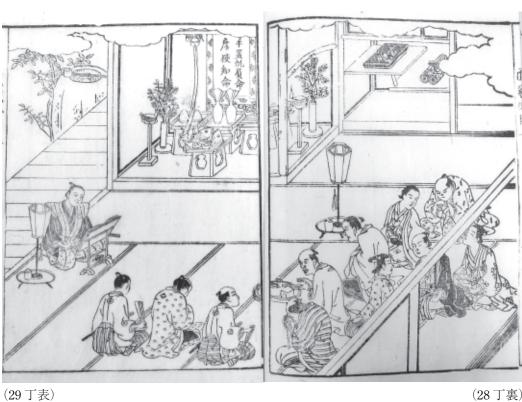
常香盤の火にてたばこを不」吸は、此謂也。故に、

すは ざる

このいゝかるがゆへ

神社に香を焼ざるをみて推量すべし。」引元来香を用ゆる事 ぐわんらいこう





誉にならず。又ほらず共恥にもならず。是番匠の職に非るが故也。

よく心得有べし。

こころへある

ほまれ

ともはぢ

こればんじやう しよく あらざ

はんじやう そじんまつり

(1) 番匠の祖神祭の事

日本上古より伝へて番匠の祖神を祭る事は、其職たる人のつね也。然にっほんむかし、った、ばんじゃう。そしん、まっ、こと、そのしょく、ひと、しか につほんむかし つた ばんじやう そしん まつ こと

れとも、祖神ましますことは知ながら其神名を取失ひ、 ぶつきやう よみ きよるい きん しり そのしんめう とりうしな しやうじん 仏者に混雑せ ぶつしや こんざつ

られ、 に非ずして、 其祭におゐ」ゥては仏経を誦、 仏法らしき紛物也。然れは、 ふつほう まぎれもの かへつ さけさかなとう しうき 魚類を禁じ、精進することは神事 屋造り、 もち 棟上等にも魚類 むねあけとう

是日本上古の遺風たへざるものなり。 かるがゆへ 故に、 ぎよるい 魚類を禁ずるは、 きん かならず 必

を禁ずべきに、左はなくて反て酒肴等の祝義を用ゆるは、

何事そや。

仏者の所為としるべし。祖神の神の字を貴むうちは、是非神事ならで そじん じん たつと

は叶はぬこと也。早く本道へ立かへりて、日本の神事にあらため、日々 はや ほんみち たち

千百八十二姓出たり。 又此後も姓氏有。今又四姓の外その一二をいふ こののち せいしあり いま せい ほか

ときは、 菅原・春原 すがはら はるはら ・有原・永原・和気・小槻・文野・石川・加茂・ ありはら なかはら わけ おつぎ ふんや

平群・ 道守・ みちもり もの、ベ 物部・ 小野・高階などのごとし。 おの たかしな 然れば大職 しか たいしよくくわん 冠

鎌足公の末葉ならざる人、みだりに藤原を名のるべからず。他の人はかまたりこう ばつよう

其実名の上にそれく~の姓氏を冠して唱ふべし。棟札を書写するに むねふだしよ

せい し かんむり

そのじつめう うへ

かるがゆへ とうげんさん がう 又中比より姓名を取失ひたる人は何も書べから もつ ふぢはら せいし しよしよくにん ふぢはら 諸職人の藤原を名のる

\$

右に隨ふべき也。

なかごろ

せいめい とりうしな

ひと

なに

す。 故に、藤原山の号を以て藤原の姓氏とし、 ぞくせつ かんが

といふ俗説のあやまりを考へ知るべきなり。

ほりもの べん

彫物の弁

Ð

番匠は恥也とて賎むもの有。 俗間に、 だうとう 堂塔の彫物をする番匠は器用也とて褒美し、 あり ばんじやう 今按ずるに、 堂塔の木鼻・渦雲・唐草 だうとう きはな ほうび 彫物不鍛錬の うつくも からくさ

【俗説正誤】匠家必用記』〈翻刻と解題〉(一)

等は、 とう みなばんじやう しよく 皆番匠の職なり。此外、」ゥ生物・草木の類は、 このほか いきもの そうもく たくひ 彫刻匠の職 ほりものし しよく 也

ほりものし 彫刻匠も木匠の内の其一也といへども、 もくしやう うち その 今、ま ばんじやう ほりものし 番匠・彫匠・板木匠とわ

かれたれば、 器用たり共番匠は彫へき事に非ず。 きよう ともはんじやう ほる こと あら 伝へ聞、 つた きく 上古は

彫物はなきことにて、 中比寺院建立の節は彫匠を雇ひてほらしめ、なかごろじいんこんりう せつ ほりものしゃと

番匠は番匠の職を勤といへり。 ばんしやう ばんじやうしよく つとむ 必竟彫物は、 ひつきやうほりもの ばんじやう おも 番匠の表とすべき事に ٤

非ず。 たとへば屋根をふき、 やね かべを塗るにも同じき也。堂塔建立の節

は必其人を頼て彫しむべし。 かならずそのひと たのみ ほら 番匠の極上彫より、 はんじやう ごくしやうほり ほりものし 彫匠の下手が遙に た

勝るべし。俗に、」28

挿絵 (二十八丁裏、二十九丁表)

餅は餅屋のが吉といふがごとし。番匠の彫物、 もち ばんじやう ほりもの 多くはいきほひあしく

わら 笑ひを後代にのこさんより、彫ざるば大に益有べし。彫物をするとも

十九

はるか

十八

ふぢはら せい へん

藤原の姓氏の弁

俗説に、唐士漢の明帝のとき天竺の番匠唐土に来り、Ja始て番匠の術ぞくせつ もろこしかん めいてい てんちく ばんしゃうがんど きた はしめ ばんじゃうみち

を弘む。此とき明帝甚仏法を信じ給ふ故に、彼番匠に命して一宇をひる。この めいていはなはだふつほう しん ゆへ かのはんじゃう めい う

建立し給ふ。号て数改寺と云。後に白馬寺と改む。山号を藤原山とこんりう なつけ すかいじ いふ のち はくばじ あらた さんかう とうげんきん

云。故に、日本の番匠は皆藤原の姓也と云。又一説に、日本の職人いふかるがゆへ ばんじゃう みなぶちはら せい いふ せつ しょくにん

は何職によらず、藤原の姓氏を名乗といへり。今按するに、藤原山のないとよく

号を以て藤原の姓氏とする事、附会の妄説、信ずるにたらず。からもつふぎはらせいし

本朝藤原の姓と申は、唐士より渡りたる姓氏にあらず。人皇三十九代ほんてうふぎはらせい

天智天皇八年、大職冠鎌足」ゥ公に、帝より藤原の姓を賜る。てん てんわう たいしょく・わんかまたり こう みかど sticks せい たまは

鎌足公は神代天児屋根命一十二代の神孫、中臣御食事大連の御子也。かまたりこう じんだいあまのこやねのみこと

旧姓中臣を改て藤原の姓を賜り、内大臣に任し給ふ。是藤原の始也」きっせいなかとみあらためふぢはら せい たまは ないたいじん にん これぶぎはら はじめ

故に、此御子孫末葉に限りて、藤原の姓氏也。他の人は是を名乗る事かるがゆへこのこしそんはつよう かぎ ふちはら せいし た ひと これ こと

た せいぬす つみ もしこのこと state なにあらず。然るを其姓ならざる番匠、己が姓を捨てみだりに藤原を名にあらず。然るを其姓ならざる番匠、己が姓を捨てみだりに藤原を名

のるは、他の姓を盗むの罪也。若此事をしらずして藤原を名のらば、たっぱいぬす。つみ、もじらこと、これがはらない。

早く改むべし。諸職人も又同じ。たとへば清和天皇の御孫、六はや あらた しょじょくにん またおな せのわてんわう おんまご

孫王経基公の血脈」窓ならば、源の姓也。桓武天皇の皇胤、高望王のそんわうつねもとこう ちずじ みなもと せい くわんむてんわう くわういん たかもちおこきみ

血脈を平の姓と云。天太玉命の神孫ならば、忌部の姓也。敏達天皇ますじ たいら せい いふ あまのふとだまのみこと しんそん いんべ せい びたつてんわう

のの御孫、井手左太臣諸兄公の血脈を橘の姓と云。平城天皇の御孫、(ママ) まご いでのさだいじんもろゑこう きずし たちはな せい いふ へいぜいてんわう まご

備中守本主の血脈を大江の姓とす。考元天皇の皇子、太彦命の血脈びつきうのかなもとぬし、まじし、※(せい) こうけんてんわう わうじ ふとびこのみこと ちすじ

は安倍の姓也。天智天皇の後胤、夏野公の末葉を清原の姓と云。皆みあべ せい てんきてんわう こういん なつのこう はつよう きよはら せい いふ

れく〜の血筋をもつて姓名をわかつこと也。いかに末世になりたればいました。

とて、他姓を以て我姓名とする謂あらんや。愚なり」ゥとも是等は弁へひとのせいもつ わがせいめい いはれ おろか これら わきま

しるべきこと也。又世俗、源・平・藤・橘の四姓の外には、姓氏なきせるべきこと也。又世俗、源・平・藤・橘の四姓の外には、姓氏なき

『異称日本伝』云、飛騨国 多 ;; 匠 氏; 。 巧 ;[造宮 殿寺院; 迄 」いしょう ひだのくにおほし たくみ たくむに きうでんじいんを いたるまていしょう

今 称 ; 飛 騨 工 ;。『万葉集』の哥に、「とくからにものはおもはずひぃォヒぃム ロピのたくゑヒ

だ人のうつすみなわのたゞ一すじに」。『拾違和歌集』に、「宮つくる

ひだのたくみのておのおとほと~~しかるめをもみしかな」。飛騨の

匠は一人に非る事をしるべし』。又桶匠・桧器匠・鋸匠・蓋屋・たくみ あらがる されや いものや こびき やねや

鏇匠・彫匠・竹匠等も、上古は皆木匠の内也といへども、後に分れいきものしほりものし たけざいくとう しゃかし みなもくしやう うち

て今それくつの職となりぬ。職神を祭るにも、ともに彼二神を敬ふべいましょく

し。又俗間に番匠をすべて大工といふは非也。大工は禁裹より定め置ぎくかんばんじゃう だいく ひ だいく きんり きだめ まか

るゝ、木工寮の内の名也。『百 寮 訓 要 抄』に、大工・権大工・小工・ts/gやう うち な ひゃくりやうきんようしゃう たいく ごんたいく

権小工は、是皆番匠」型の名也。此職細工取を奉行する間、此輩を置ごん これみなばんじゃう な このしよくさいく ふぎゃう あいだこのともがら おか

いじやうい

にはあい

あたり

あたるしゆ

ことし つくら しむ みやおよび てらを すなはちもつて くたらかわのほとりをす みやところとる、也と云り。又『日本記』に、舒明天皇十一年秋七月 詔 曰 、じょめいてんわう あき みことのりしての玉く

【俗説正誤】匠家必用記』〈翻刻と解題〉(一)

今

造;"作大宮及大寺」。

則以

_ 百 済

川測

為

宮

所

に尉の字を用ゆる事にあらず。

是以西民造」宮、東民造」寺。便以;;書直縣;為;;

大匠,云々。又伊勢の神宮を造れる番匠を、大工といはずして小工とぉゖたくを いせ しんぐう っく ばんじゃう だいく しゃろく

,へり。是禁裏より捕任頂戴せる小工職也。位階も六位已下也。然これきんり ほにんてうだい しゃうくしょく るかい い いけ しか

れば是に任ぜざる番匠は、大工、小工と書べからず。工匠・木匠・これにんにんがある番匠は、大工、小工と書べからず。工匠・木匠・

番匠・匠人・匠氏等の字を用ひて、たくみと訓ずべし。」ははしゃうしゃうにんしゃうしとう

いまち

田 尉の字を書弁

-78-

俗間に、番匠宮社の棟札を書するに、何兵衛尉、何左衛門尉と書もでそかん。ぼんじゃうきうしゃ むねぶた しょ ひゃうへのぜう ぜうかく

の有。今接ずるに、『官 職 備考』曰、左衛門尉、大 相 (II) 当 従六aby いまあん くわんしょくひかうに いはく ぜう はあい あたるしゅ

 ずっ し きっ こと

 で 上 (1)、少相 (1) 当 正七 位 上 | 。とあれば無官無位の人、みたり六位下(1)、少相 (1) 当 正七位上 | 。左兵衛・右兵衛尉、大 相 (1) 当 従

十六

朝早く行て仲」型間へも一礼し、 れい 細工を勤べし。 さいく つとむ ながばなし ながたばこ 長噺・長煙草・大酒等 たいしゆ

には細工の妨、第一頼む人のきらふ事也。 さいく さまたげだい たの ے 又細工のにぶきは常にこゝ さいく

ろの用ひやうあしき故也。 そのしよく 其職を立ながら其道にうときは、 そのみち 商人の あきんど

商下手と、薬の不中医者のごとし。 あきなひへた くすり きかぬいしや 是に心の付ざる人は早く追揚られ、 これ こゝろ つか ひと はや

二度頼む人もまれ也。外聞といひ、はずかしきことならずや。かくの ふたゝびたの ひと ぐわいぶん

ごときの人は其身一生下手の名を取、 そのみ しやうへた 或は悪名を取て立身はなりが あくみやう とり

たきものなり。 此故に日夜家職の道を心懸、 このゆへ にちやかしょく みち こゝろがけ じやうす 上手となつて後代に」ゥ名

をのこさんことを思ふべし。 貧者と成、 ひんじや なり ふくしや なり 福者と成、上手となり、下手 じやうず へた

と成も、皆心の用ひやう善と悪とに有。 ぜん あく あり こゝろ つけ 心を付て万事善にすゝむべし。 ばんじぜん

教の旨はさまぐ~有といへども、 ばんじやう 番匠としては其職が第一としるべ そのしよく だい

し。 いかんとなれば日本番匠の祖神より伝来の職にして、 ばんじやう そじん でんらい しよく 此職を勤 このしよく つとめ

妻子をはごくみ、 家内安全にくらすは、皆是職神の御恵にあらずや。 かないあんせん みなこれしよくじん め(ぐ)み

> 故 かるがゆへ に、 常に神恩を忘れず、 つね 万事正直に勤べし。 はんじ しやうじき つとむ 然ば仏法の慈悲

ぜんごん 善根も、 儒道の仁義礼智信も、 じゆどう いはずは」こからずして、 神道の内に有 しんとう

としるべし。 国は神国、 しんこく みち 道は神道、我は神孫たる事を思ひて、 しんとう われ しんそん

本に帰する。是を道に随ふといふ者也 これ もの

(3) 番匠を大工といふ弁

こう ひやくこう そうしやう 工は百工の惣称なり。上古木を以て、 むかし き もつ きうてんおくたくもろく 宮殿屋宅諸の器材を制作。之 きざい つくる

を木匠と云。『日本記』 に、 木匠・木工等の字を用ひてこたくみと訓 とうし

ぜり。 木工、多く諸国へ出る。 こたくみ おほ しよこく いつ 近世、 きんぜい もつはらばんじゃう じ 専番匠の字を通用してたくみといへり。 かるがゆへひ 故に、飛」り騨のたくみといへり つうよう だ 昔飛騨国の むかしひだのくに 【飛騨の匠 ひた たくみ

はなはた

を一人と覚へたるものあり。甚あやまり也。 井沢氏曰、『日本後記』曰

延 暦十五年十一月已酉令;;天下; 捜 (;;) 捕 して を さくり とらへしよこくににげうせたる ひだの たくみらを 諸 玉 逃 亡飛騨工等

となる事多し。家業の隙あらば、よき師をしたひて神道の委ことをことをほとかげうのま

質素正直を元とし、親に孝、兄を敬、弟をあはれみ、朋友に愛敬有て、しつそしやうじき もと おや したかひあに うやまひおと、 ほうゆう あいきゃうあっ

職神の教を守るべし。今此教を守り番匠の行ひをみるに、幼少よりしょくしんおしへまも いまこのおしへまも ばんじゃう おこな ようしゃう

神道に志厚く、常に心を正直にもち、かりにも人を偽らす。一しんとう こころさしあっ つね こころ しやうじき

心不乱」ゥ家職を面白く覚て昼夜工夫をこらし、上手となりて天下に名しんよらん かしょく おもしろ おぼへ ちうやくよう じゃうず てんか な

を揚んことを心がけ、朝早く起て神を拝し奉り、又両親へ一礼して。あげ、ころ、あきはやおきかみはいたでまつ、りゃうしん れい

細工に取付、下地より念を入、人のために宜事を思ひ、又細工を頼さいくとりつき したち ねん いれ ひと よろしきこと さいく たの

む人あれば請合の日限より前方に拵おく故、一度も催促を得ず。且ひと うけあひ にちげん まへかたこじらへ ゆへ ど さいそく ゑ かつう

は急用の間に合て、たのむ人の勝手と成、直段等も下直にすれば、人きょう ** ***

(^も悦んで不頼とも宜事を云伝へ、次第に誂人多くなり、おのづょう) たのま よろしきこと いひつた しだい あつらへて おほ

から名人上」3手といはれ、其家日々繁昌して福有もの也。是常にめいじんじゃう。するいへにちくほんじゃうさいわいある。これつね

【俗説正誤】匠家必用記』〈翻刻と解題〉(一)

神道をよく守る故に、かくのごとし。又貧者となる番匠は、第一人しんとう まもゅく だい ひと

に愛敬なく、朝寝して家職に怠り、常に遊ぶことを好み、上手にならあいまやう あさね かしょく おこた つね あそ この じゃうず

んと思ふ心もなく、うか~~と日をくらし、たま~~ 誂 ものあればぉ゚ ニ゙ラ

約束の日限相違して、度ぐ、催促を受、俄に細工に取付、早く手渡しゃくそく にちげんそうい たび さいそく うけ にはか さいく とりつき はや てわた

すればよきとおもふ心から、万麁相なれば先の人腹立て、仕方の悪こころ、よろづそぞう、ことはらたて、しかた。あしき

こんきう ひんじゃ なり いよくへた なり つい しんしゃう やぶ さいしとを人にも告しらする故、二度頼む人」ゥまれ也。かゝりしかば、次第ひと つげ ゆへ ふたいびたの ひと

に困窮して貧者と成、弥下手と成て、終には身上をもち破り、妻子をこんき。 ひんじゃ なり いよくへた なり つい しんしゃう やぶ さいし

路頭に彳せ、其身も住所を逃走り、挙句の果はこもかふりと成、のとうたうま。そのみ、すなか、にばはし、あげく、はて

くのごとし。番匠たる人、謹で家職の大道を油断なく勤守るべし。汚名を後代に残したる人、挙て算がたし。是神の教に背故に、神罰かぉめい こうだい のこ ひと あげ かぞへ これかみ おしへをむくゆへ しんばつ

別て禁むべきものは、碁・将棋・双六・浄るり・三味線・淫乱・大べつしいまし

酒也。これらを慎まずんば、災必遠きにあらず。又出合細工の節は、しゅ つこし わざはいかをらずとを てあい さいく せつ

十五

十四四

しんこく

ごく

心は鳥獣のご

神国の穀を食し、

天下の穀つ

忝も

てんか

ばず、 也。 尼僧の直参を許ざるは、 るべ 職を勤べし。 仏法ほど有がたきものはいなしとおもへる人は、神の罪人、道しらず のもとひたるによって、 くわんぜんちやうあく は」ゥあらず。 なるやうに職神の教置給ふことなれば、 の教なる事を忘れて、己が宗旨を貴み、 善 今めいくの先祖を考へみるべし。 徴 悪のおしへ也。去ながら立る所の名目に違有神は、 子孫の家も栄なん。 しそん 儒仏の道も異国の聖人定めおかれたれば、 わす 正直淳和のおしへなり。 か、りしかば神の御心にかなふ故、 みち 僧徒が仏法を行ふは、 さかへ はじめ かんが いこく おの ぶつほう このいはれ さり 此謂也。 神の御心にかなはず。 かるがゆへ しうし 故に、 かみ おこな たつと たつ 近世仏法に凝たる愚俗、 きんぜいぶつほう かみ 神の道ほど有がたき道はなしとし ところ みやうもく ちがひあるかみ しゅつけ みち 出家は其身一代切、 邪智高慢にして神を蔑にし、 すなはちみち 其祖は神にあらずや。その孫 じやちかうまん 則 誠を以て神を尊敬、 まこと もつ ひと 道 そのみ 也。 あり かるがゆへ かみ つみびと 故 其身はいふにおよ とゞま ところ だいぎり 止る所の至極は あしきといふに に、 ぐぞく うやまひ かみ なひがしろ みち 伊勢太神宮 いせだいじんぐう しそんはんじやう 家業は神 子孫断絶 しそんだんぜつ 子孫繁昌 叮嚀に ていねい かみ まご 糸は、 神」図道の助となることなれど、すゝめやうあしければ、 しん 本道を取違てまよひができたり。然ども儒仏の道もよく学ときは、 此 \mathbb{H} 身命を養ふ事をしらざるは、 とく人の外也。ことさら天照太神の御国に産れ、 として先祖をさげしむは人にあらず。 とく正直にゆくときは、物に迷ふ事はなきもの也。 このいつげんもつともしん 家業怠べからす。 今日立ず。 こんにちた、 ぶしなり。 本番匠の祖神の御教なれば、 しやうぢき ぐわんらいしろ ひと ばんしやう そしん 言 尤 信ずるにたれり。番匠も其職が 元来白く、 かるがゆへ 番匠も其職を勤て世を渡るは、ばんじゃうそのしょくっとめょれた 故 に、 染るをもつて色変る。いるかはいるかは 一書に日、 あるしよ いはく みち ぐわんらいいち 日本の教を元とし、 おしへ もの てんしやうだいじん まよ 道は元来一也。 ばんじやう そのしよく 神の恩しらずとやいはん。 ے いやでも」ゥ神道を大切にせねば みくに 形は人なれど、 こ、ろを元の本にかへり、 じゆぶつ ほとけ おしく 仏の教にあらず。 うま 一筋の本道にて、 ちまたおほ ゆへ すじ 人と 街多き故に南北に迷ふ。 しんとう たいせつ 八の心も

勧

はじめ はじめ

こゝろ

相同じと。

教のご

異国の紛道有故に、 いこく まぎれみちあるゆへ

まなぶ

反て神道の害

番匠たる人の神道を挙ぐ。 しんとう あ 上古は人の心質素に正直にして、 むかし ひと こゝろしつそ しやうじき おのづからかみ 自 神

神道といはずして、 直に神道也。 じき しんとう 中比儒仏の二教 なかごろじゆぶつ きやうわた 渡

りてのちは、 是に対して神道の号有。 たい しんとう ごうあり いまぞくかん 今俗間に神道といふは、 神へ かみ

神酒 ・」ゥ御供 ごくう ・幣帛をさゝげ、 へいはく 柏手打、 かしはでをうち はらひ 祓を誦、 よみ しんはい 神拝するを神道者と しんとうしや

おもへるは、こゝろへ違也。是等は神事にして、神しよくたる人の ちがひ これら しん ひと

神道、 余の人は先それく、の家業を第一に勤べし。 たとへば神前の小笠原躾方のごとし。其人におゐては尤可 しんぜん おがさはらしつけがた だい つとむ これすなはちしんとう ごくい そのひと 是則神道の極意也。 也 然 しか

れば番匠の職をつとむるは、 しんしよく じんじ 神職の神事のごとし。 僧の仏事にも合、 そう

武士の武芸、 ぶげい のうにん こうさく 農人の耕作、 あきんど あきなひ 商人の商のごとし。 士農工商ともに、 しのうこうしやう

そ

تے ع

いたん げどう

しゆきやう なづく

れ の家業は神の教なるによって、 かげう かみおし 武士」がは武神を尊敬、 ぶし ぶじん うやまひ 農人は のうにん

耕作の神を尊敬、 かみ うやまひ あきんど あきなひがみ うやまひしよくにん 商人は商神を尊敬、匠人はそれ (の職神を尊敬 しよくじん うやまひ

行ふ人は、

おのづから家業の大道を疎にする故、

終には身上破滅の

神恩を謝し奉る事 あまねく人の知りたる事なり。 こと かるがゆへ 故 に、 そのかみ おしへ 其神の教

『【俗説正誤】匠家必用記』〈翻刻と解題〉(一)

をよく守りて家業を勤る人は、 かげう つとむ ひと 神慮に合て福有。 しんりよ かなひ さいわいあり かくのごとく家業

が神道の極意、 しんとう ごくい いたつて重き道なる事をしるべし。 おも みち ع 此有がたき道を

疎略にして、其身に不相応なる事を好は道にあらず。 そりやく そのみ ふさうおう こと このむ みち たとへば、

として弓馬の道を学び、 みち まな 或は修験の行を与真似して鈴錫枝をからめ やまぶし おこなひ まね

鎌鍬を廃て兵術やわらを心掛、 か ï 医者は仁術なる事を忘れて商人のごとく利徳をはかり、 いしや じんじゆつ こと こゝろがけ しよくにん かげう おこた わす 職人は家業に怠り僧の真似して朝暮 あきんど りとく まね 農人は のうにん

仏経念仏にあたら隙をつゐやし、 其職の神より伝ふる事を忘れて、 そのしよく かみ つた ر ح

82

そうと 僧徒のごとく仏事に落入、 ぶつじ おちいり 職神を取失ひて仏法に混雑す。 しよくじん とりうしな ぶつほう こんざつ 是等は我道 これら

とすべき事を忘れて、 わがみち 他の道を貴む故る た ほか みち たつと ゆへ 異端外道の修行と号べし。 いたん げどう もつはら

外道とは我道にあらず、外の道也。 おこな ひと かげう だいどう おろそか かく」8のごとく異端外道を専に ゆへ

もとひとも成べし。番匠も其職の神道なる証拠は、 なる ばんじやう そのしよく しんとう しやうこ このしよく つとめ 此職を勤て渡世の

1

そのこんげん。ないではそくもぬんがある。世俗木綿四尺を一尋とす。これを手尋といふ。一端を二丈」ゥ六尺です。

或は二丈八尺とするも、其根元は皆たかばかりより出たり。曲尺は

其 始 詳 ならず。中古よりの製なるべし。うらの目は後人の作にて、そのはじめつまびらか ちっこ せい め こうじん さく

算法の勾股弦を曲尺にうつしたるもの也。惣じて尺の長短は、唐日本さんほう こうこうけん かね

相違有て一様ならず。或は自然と合するも有べし。近世高田玄柳曰、そういあり

聖徳太子のとき、異国の番匠曲尺を持来る。今大和国法隆寺の什物しやうとくたいし いこく ばんじゃう かね もちきた いまやまとのくにほうりうじ じうもつ

となりぬ。日本の曲尺に歩半ほど長しと。是を以日本の曲尺と長短かないない。

ある事を知るべし。」5此ことを以て曲尺は聖徳太子の作り給ふと誤もことし、この、まつ、さしがねしゃうとくたいし、つく、あやまる

のなるべし。又聖徳太子鍛冶を顕し、始て番匠の道具を製り給ひししゃうとくたいしかち、あらは、はじめばんじゃうどうぐ、っく

こと、いまだ 其 拠 をしらず。実に始て番匠の道具を作り給ふといそのよりどう じっ はじめばんじゃう どうぐ っく

はゃ、 是に) 71句) 香ごよ 可いい というでいき こうしゃ きっぱんじゃう なに もつ いへ つく もつ きっぱんじゃう

道具は、聖徳太子の作り給はざることを推量すべし。又道具を顕し給とうく つく すいりゃう どうぐ あらはは、、是より已前の番匠は何を以てか家を造らん。是を以て番匠の

ふ故に、諸職の元祖といふも、仏者の妄言なるべし。諸職人元祖にゅへしょじょく ぐわんそ ぶつしゃ もうげん

して仰貴ば、聖徳太子は迷惑なるべし。是」ヶ俗にいふ贔屓の引倒也。あふぎたつとま しゃうとくたいし めいわく

一向其理にあたらず。されば今番匠の家に伝へ来れる一巻有。此書をからそのり いまばんじゃう いへった きた くはん このしょ

番 匠 始りの証とし、甚秘蔵してみだりに他見をゆるさず。そこれをばんじゃうはじま はなはだひそう たけん

みるに、僧の述作とみへてさまく一の偽言有。多は天竺の事を挙て日をうじゅつきく

本のことと混雑す。みる人其邪正を改るちからなく、これを実とおこださった。

もふから、日本番匠の始りをもとり失ひ、或は番匠の道具もぱんとやうはんじゃう はんじゃう どうぐ

皆唐天竺より始ると思ひ、或は天竺おも虚空の事とおもへるは、誠みなからてんちく はじま ぉも てんちく こくう こと まこと

に大愚といふ」らべし。早くあやまちを改、俗説を廃して正説を求べし。

たいぐ

はい

していらせつ

はい

していらせつ

しんとうかけうはな

面 神道は家業に離れざるの弁

日本を神国と云、道を神道といふ事、粗上に述といへども、再爰にしたこくいり、なっなりしんとう。ことしまかみのぶしたいできている。

とぐく皆仏菩薩の作り給ふ所にして、天より降ると云。 てん 又一書に、

一徳太子鍛冶を顕し、始て番匠の具を製り給ふ。 はじめ はんじやう ぐ つく かるがゆへ しよしよくぐわんそ 故に、諸職の元祖也

また日、 いはく てんじくま か に らたいし 天竺摩訶鈮羅太子は大工の元祖也。 ぐわんそ のみのこ 鑿鋸は文珠師利菩薩 もんじゆしりぼさつ

くわんぜおんぼさつ 世 音菩薩の 法門 ほうもん の身、 み ておの 釿は 釈迦牟尼 しやか むにぶつ 仏羯摩 かつま の形、 かたち 槌は つち

金剛界修顕大日の功、 こんがうかいしゆけんだいにち こう 釘は不動明王邪正一如の儀、 くぎ ふどうみやうわうじやしやういちによよそほひ さしがね だいにちによらい 曲尺は大日如来

の徳と云。 又一説に、 聖徳」3太子始て曲尺を製り給ふと云。此外説 しやうとく たいしはじめ つく いふ このほかせつ

(多し。今按るに、 右の説各用べからず。 みぎ せつおの (天竺の事は日本の事に非 てんじく こと

る故、 紙墨のつゐへ論するに及ばすといへども、 ばんじやう どうぐ 番匠の道具は天竺よ

り渡りて日本に此始りなきやうにおもへるは、 も日本神代に天目一箇命と申 じんだい あまのまひとつのみこと たてまつる かみ 奉る神ましく、 はなはだおろか 甚 愚のいたり也 始て諸の刃物 はしめもろく はもの

を工みいだし給ひ、 番匠の神にあたへ給ふ。『古語拾遺』曰、 ばんじやう ここしういに しむ今下ニ して

天目 あまのまひとつのみことをつくらくさ <^のとしおのさなきをくさ <^のとしおのさなき ほこ つるぎ おの 箇命 作 雑刀斧鐵鐸 【雑刀斧鐡鐸は鉾・剱・斧・鉞

【俗説正誤】匠家必用記』

〈翻刻と解題〉(一)

鑿. 錐・鋸・鉋・小刀のたぐひをいふ】。ラ神代巻にも天目 じんだいのまき あまのまひとつのみことを

「作金者」といへり。 此御神徳を以て今鍛冶の祖神と祭る。 このごしんとく もつ そじん まつ 是神代

為

す

より日本に番匠道具あるの証拠也。 ばんじやうどうぐ しやうこ 神書をみて知るべし。 然るに、

番 ばんじやう どうぐ みなぶつぼさつ つくりはじめ 1匠の道具は皆仏菩薩の製 始 給ふと云事は、例の仏者が偽言、動す いふこと れい ぶつしや たはこと やゝも

れば天竺のことを引出して日本の事とし、人を惑すもの也。天竺国に ت ځ ひと まどは てんぢくこく

しんこく

むよう

ばんじやう どう ぐ て天竺の人が言ば、 ひと ぶつぼさつ 害有まじ。 さく 日本神国にては無用の沙汰也。 てん 又

妄言なるべし。天に鍛冶はあらず。人の工を待て後に成るものなれば 番匠の道具は仏菩薩の作にして、 かぢ 天より降るといふ」は説、 ひと たくむ 是又仏者の

り始給ふといふ事、正史実録に 拠 なし。尺の始りは神代のたかばか 雨 露霜雪のごとく、天よりふるものには非ず。又曲尺は聖徳太子の製 あめつゆしもゆき こと しやうしじつろく よりどころ てん さし はじま また かね

りより出て、尺に写し今に相伝ふ。谷氏曰、内外宮内裏の間架を定る、 うつ

皆俗間の曲尺にて極めたるものにはあらず、 みなぞくかん 皆たかばかりより出たり

+

家業にいとまなく学文しがたき故に、俗説混して誠の祖神を取違たるかげうがくもん。 ゆへ そくせつこん まこと そじん とりちがへ

者也。此道理をよく合点して、俗説の誤をしるべし。又祖神たるによものこのどうりがてんでくせつあやまり

つて、忌日を祭り、仏経をよみ、魚類を禁じ精進する事、聖徳太子をきまっまっまっまっまできゃう。

祭らば左も有べし。番匠の祖神を祭るといへ」でば、神事也。神事にはまっ、さまる、ばんじゃうそじんまっ

反て魚類を献じ、仏経は大に忌ことなり。其故は、伊勢太神宮の忌詞かへつぎょるい けん ぶつきゃうおこひ む そのゆへ いせだいじんぐう いをことば

に、経を染紙と云、寺を瓦ぶきと唱へて、白地にはいはず。予思ふに、きゃうをめがみ
てらかわらとな
あからさま

中比売僧の癖に己が法を弘めんとて、種々の弁舌をふるはし妖怪をなかころまいす くせ おの ほう ひろ しゅぐ べんぜつ ようくわい

談て人を惑す事は、野狐よりも勝たり。或は説法を題にして、浮世かたつ まとは のきつね まさり せつほう だい うきょ

軽口役者の似言、浄るり本を談義して、後は五文の蓮花札・回向袋・かるくちゃくしゃ こわいろ じゃう ほん だんぎ あと もん れんげふだ ゑかうふくろ

冥加銭などゝ、仏法を売物とし、或は神を仏に混じて宮社を天竺流にタヒッラがせヘ ぶつほう うりもの かみ ほとけ こヘ きうしや てんぎくりう

仕」ゥ替、番匠の道具も仏菩薩の始給ふと、わけもなきことをのゝし

し かへばんじゃう とうぐ ぶっぽさっ はじめ

れり。然ども仏を直に番匠の祖神とならざる故に、聖徳太子に取付祖しかれ ほとけ じき そじん ゆへ しゃうとくたいし とりつけ

神とは立るなるべし。実は己が仏法に引こんで米銭をむざぼる謀斗とじん たっ じつ おの ぶつほう べいせん はかりこと

十

みへたり。是に妖化されし人ぐ〜いつとなく誤伝へて、番匠の祖神

も取違たるなるべし。太子も霊有てかゝる非礼を聞給はゝ、嘸めいわとりちがへ

これみなようそう くせ まこと そう ようくわい かた きんぐく

くに有つらん。是皆妖僧の僻見なり。実の僧は妖怪を談らず、

金銀を

かんがへ しやうとくたいし ばんじやう

とを考、聖徳太子番匠の祖神ならざる事を知べし。聖徳太子を番匠

しよしよ よりところ まど

の祖神と祭ること、諸書に拠 なし。惑へる事あるべからす。

ばんじやうどうぐはじまり べん

(E)

番匠道具始の弁

俗説に、天竺祇園精舎を造るとき、仏菩薩の手足変じて鑿錐鉋となる。ぞくせつ ぎおんしゃうじゃっく ふっぽさつ てあしへん のみきりかんな

番匠の道具是より始ると云。又曰、天竺曼荼羅太子、鍛冶をこのどうぐこれ はじま いふ まんだら たいし かち

始て番」ゥ匠の具を製る。是広目点の分身也と。又番匠の道具は、こばん じゃう こく これこうもくてん ふんじん ばんじゃう どうぐ

【俗説正誤】匠家必用記』〈翻刻と解題〉(一)

てあがめ奉る也。

まつそのことく番匠の祖神も、

其道を興し給ひて

みち

お

祖神

・医の祖神等も、

日本にて其ことを始め給ふ故に、

祖の一字を置

そじん

祖とい

ふ文字は、

事の始とい こと はじめ

ふ意有。此外鋳物師の祖神・

鍛冶の かぢ

こゝろあり この

いものし

そじん

もんし

ひとしく、

始て此道を起し給ふ故に、

祖神と申奉る。

物じて祖神」ゥの

そじん

とい

ふ事、

曽て其理なし。

実に祖神と敬ひ奉るは、

てんちかいひやく

番匠の祖神 ばんしやう そじん

天地開闢すると

٤

そのり

神代に番匠の祖神まします也。

をきかず。たまく、四天王寺を建立し給ふといへども、

又聖徳太子を番匠の祖神といふこと非也。上に略しるすごとく、

日本

Ŋ

かみ

しやうとく

みづからばんじやう わざ

聖徳太子自

番

匠の業をし給ふこと

二年三月に帰朝す。是等をあやまりて聖徳太子の事とせるにや】。

これら

しやうとくたいし ばんじやう そじん

実に此ことあらば ごしそん いまこのしよく

匠に此術を伝へ給ふこと、

正史実録に曽てみへず。

このみち

つた

しやうしじつろく

職しよく 御子孫に伝へ給ひ、又人より人に伝へて、今此職をつとむるは、これ まへ

このどうり 神の遺教也。今より前へくり戻して祖神の教なることを明らむべし。 それてら りう たいし ばんじやう そじん

此道理をよく考ふべし。夫寺を建立し給ふによつて太子を番匠の祖神

本記

日

崇峻天皇元年に善信といふ尼、

ぜんしん

あま

じゆかいがくもん

はくさいこく

わた

受戒学問のため百済国へ渡

"日本記』

にのせざらんや。」□其証なきを以て偽なる事を知べし【『日

そのしやう

といふならば、 太子」コより六百余年已前、 いぜん すいにんてんわう くわうによ 垂仁天皇の皇女、 大倭

ひめのみこと いせだいじんくうおよびくに ぐくしよくく みや 姫 命は伊勢太神宮及国々所々に宮を建立し給ふ。是はいかゞ申べきや。

 \exists 本番匠の祖神は神代のことなれば、 ばんじやう なんまん 何万年已前といふこともはか

りがたし。 近く年数の明らかなる、 ねんすう 神武天皇御即位のとき、 じんむてんわう こそくゐ 大和国

かしはら 橿原に内裏を建立し給ふに、 だいり こんりう ばんじやう 番匠の祖神の孫に 命 して造らしめ給ふ そじん まご みことのり

ことを考るに、宝暦四年にいたり二千四百十四年なり。 太子は漸千百

余年也。なんぞや後代の太子を番」ゥ匠の祖神と敬ふときは、 こうだい じやう そしん うやま 是より

事は、 こと 已前の人くへは家もなく、 書をよみ学文したる人はよく知りたることなれども、番匠は 野にふし山にふしたるや。かくのごときの

九

86 —

八

当りて、百済国より使者を献じ、釈迦仏の像并仏経をたてまつる。またはくさいこく ししゃ けん しゃかぶつ ぞう ぶつきゃう

大臣稲目是を拝し給へと帝にすゝめ奉。物部尾輿申けるはだいじんいなめこれ はい みかど たてまつる ものこべのをこし

我朝神国なれば、天皇の拝し給ふ神多し。いかでか異国の神を拝せんや。カホアマラレセシマ てんわう はい かみおほ いこく かみ はい

ふった 大 ス月)中) 女がと ゝ ここく古ま しっこ しここう ここく 圭重 しくらおそ ほんてう かみ いかり

恐らくは本朝の神の怒をいたし給はん。これによつて天皇拝し給はす。

其像を大臣稲目に給はる。稲目悦んで拝受す。則其」ゥ家を捨て寺とし、そのぞう だいじんいなめ いなめようご はいじゅ すなはちその いへ すて てら

向原寺と号て、彼仏像を安置す。これ日本へ仏法渡るの最初、又伽藍からげんじ なづけ かのぶつぞう あんち につほん ぶつほうわた はじめ またがらん

を造立の始なりと云々【『日本記』にも又同意】。寺嶋氏曰、欽明天皇っくる はじめ

||三年、始建||向原寺|。今有||河内国古市郡西琳寺是也。 乃は三年、始建||向原寺|。今有||河内国古市郡西琳寺是也。 乃ははちのこおりにさないりんしこれ すなはち

本朝寺院の始也云々。是天王寺より三十五年以前、寺建立の始かくほんてうじぬん ほじめ これてんわうじ いぜん てきこんりう ほじめ

わうつけて かへる つかひおほわけお・きみらに たてまつる きやうろんそこばくまき ならびりつし ぜんじの ごと し。『日本 記』に 敏達 天皇 六年冬十一月庚午朔、百済国

比丘尼 王 付 ・呪禁師・造仏工・造寺工・六人」、遂安」」の しゆこんのはかせ ほとけつくり 還 使 大 别 王 等 てらつくり 献 | 経論若干 ついにはん 卷并律師 べらしむ なにはのおほわけ 置、 難波大別 禅師

王寺、云々。是天王寺建立より十年已前のこと也。其時已にあることで、これ、ことのう、いばん、ことのととますであるとと、

大別王寺有ときは、是より已前の建立とみへたり。其比聖徳太子五ぉほわけわうじある。これ いぜん こんりう そのころしゃうとくたいし

歳にならせ給ふ。また『日本記』に、敏達天皇十三年、馬子猶 依 ; につほんき びだってんわう むまこなをょうて

仏法 崇敬 うやまひ 三 三 みたりのあまを 尼 乃以二三尼 すなはちもつて あまを -付 さづけて = 氷 田 ひだの あたいとたつ・とに 直 与 達 等

令」供」、衣 食」、経」営仏殿於宅 東方」、安置弥勒石像云々。しめっくら きるものくひものを っく りててらを いへのひがしのはうに あんちすみろくのせきぞうを

又曰馬子宿根、亦於; 石 川 宅 |修;治仏殿;【下畧】。此二ヶ寺はむまこすくね。またまいて いしかわのいへにっくる てらを

天王寺より三年以前に建立有。又『日本記』に、天王寺と同時に、てんわうじ いぜん こんりうあり

馬子宿根」ゥ飛鳥の真神の原に法興寺を建立し、又南淵に坂田寺を造るむまこすくね あすか まかみ はら ほうこうし こんりう みなぶち さかたてら つく

こと有。此比聖徳太子十五歳也。彼天王寺建立の年より三十五二のころしゃうとくたいし、とい、かのてんわうじこんりう

已前向原寺を建立有し時は、聖徳太子いまだ生れ給はず。かいぜんかうげんじ こんりうあり とき しゃうとくたいし うま

く天王寺以前に寺建立の始あれば、俗説の相違せることをしるべし。
てんわうし いぜん はじめ ぞくせつ そうる

聖徳太子唐士へ渡りて番匠の道を習ひ得給ひ、帰朝の後日本の番いしゃうとくたいしまろこしゃた ばんじゃう みち なら





仏経を誦い

魚類を禁ずと云。今按ずるに、

天王寺は寺の始に非ず。

ぎよるい

いふ

てんわうじ

てら はじめ

につほんき およびしよしよ かんがふ

しやうとくたいし にんわう

だいびだつてんわう ぎよう

番匠に此事を伝へ給ふ。

(7丁表)

年後、

推古天皇の御字元年に今の荒陵山にうつす】。是より以前

ねんのち

すいこてんわう

ぎよう

ねん

いま くわうりやうさん

(6丁裏)

也と。

またたいしもろこし わた

ばんじやう みち

なら

きてう

のちにつほん

又太子唐へ渡りて番匠の道を」ゥ習ひ得給ひ、

帰朝の後日本の

これによつてばんじやう

そじん

依之番匠の祖神也。

故に、

祭るには

聖徳太子といふは諡名なるべし。然れども世俗厩戸皇子といふ名をしたらとくだいしまくりないからとくだいしまらめいてんわうだい おうじてんわうごぞくる うち たんじゃう しゃうとくだいし まうめいてんわうだい おうじてんわうごぞくる うち たんじゃう しゃうとくだいし おくりな しか せゃくむやまとのわうじ ないでうとくだいし おくりな しか せゃくなやまとのわうじ ないでうとくだいし おくりな しか せゃくなやまとのわうじ ないでうとくだいし おくりな しか せゃくなやまとの句字

聖徳太子摂州玉造の岸の上に四天王寺を建立し」∞給ふ【此年より七 らざる人多きゆへ、 しやうとくたいしせつしうたまつくり きし ほとり してんわうじ こんりう 倣 此」。 ならへ 其後三十二代 そののち しばらく俗習に隨ひ、 そくしう いたが 用明天皇 ようめいてんわう 聖徳太子と記するのみ。 しやうとくたいし 0) 御宇二年に、

寺建立の始有。 故 に、『王代一覧』に曰、欽明天皇治世の十三年にてらこんりう はじめあり かるがゆへ かりだい らん いはく きんめいてんわうちせい ねん

七

六

天下の至宝となる事挙て算がたし。かくのごとくの神功有によつて、 てん たから かぞへ しんこうある

天 あまてるお、んがみ じやうしやう 照太神の上匠とし給ひて、 宮殿を造らしめ給ふ也。 きうでん つく 地神三代 ぢじん

天津彦々火瓊」5瓊杵尊、 ほのに にきのみこと 日向の高千穂の峯に天降り給ひしときも此 ひうが たかちほ みね あまくだ この

二神に命 して宮殿を造らしむ。又出雲国杵築の大社御建立の始にも、 じん みことのり きうでん つく またいづものくにきつき やしろごこんりう

此二神を御工匠として宮殿并に船橋等も造り給ふ也。 この しん おんこうしやう きうでんならびふねはし つく 是神代の事なれ これじんだい こと

神 じんだい は、 代 何万年以前といふ事も斗がたし。 の宮殿は皆此二神、 みなこの こと はかり じん またご 又御子孫の造り そん 二神の御子孫次第に繁栄して、 じん つく ごしそん しだい 給 ふ所也。 ところ にんわう 人皇の

なんまんねんいぜん

始神武天皇、 はじめじんむてんわう やまとのくにかしはら だいり 大和国橿原に内裏を御造営有し時、 こぞうゑいあり とき 二神の御孫を召て永 じん おんまご めし なが

く其職に任し給ふ。 此故に代々の」ゥ天皇も、 このゆへ みかど 二神の子孫を内裏御造営 じん しそん たいり こそうゑい

の工匠と定給ふ也。 こうしやう さだめ 紀伊国名艸郡、 きいのくになくさのこおり 御木の郷・ みき けう 麁香の郷 あらか けう に二神の じん

又安房の国にも忌部有。 子孫有。又手置帆負命の裔分れて、今讃岐の国に有。姓は共に忌部氏也。 また あわ しそんあり またたおきほおいのみこと はつこわか いんべあり くわしきこと 委事は いまさぬき 『古語拾遺』にみへたり。 こご しうい くに あり せい とも 猶御子孫 なをごしそん

> はびこり 漫 て、 しよこく 諸国に忌部氏多かるべし。かくのごとくの人は、 いんべうぢおほ 別で敬ひ べつし うやまたつとま 貴

ずんば有べからず。神代より以来其制法四方に周流し、歴年其道を伝へ、 じんだい このかた そのせいほうよも しうりう れきねんそのみち

いまばんじやう たくむところ いさおし みなこの 今番匠の工所の功は、 皆此一 一神の神教也。 じん かみおしへ 此故に番匠の祖 このゆへ ばんじやう そ

挿絵 (六丁裏、 七丁表)

神と崇敬奉る也。 うやまひたてまつる 又中比異国より寺工来朝して、寺を造る事有。 またなかころいこく てらたくみらいてう てら つく ことあり

定て其人の姓も有べし。然れ共日本の神系に非れば、論するに及ばす。 さだめ そのひと せい ある しか どもにつほん しんけい あらざ ろん

につほん 日本に生れし人、十が九つ神孫也。 かくのごとくの人は、 それくの

そじん かんがへ つね うやまふ

祖神を考て常に敬ふべし。

聖徳太子は番匠の祖神に非る弁 附り天王寺の説

しやうとくたいし ばんじやう そじん あらざ べん

てんわうじ

俗説に日、 そくせつ いはく しやうとくたいしはじめ 聖徳太子始て天王寺を建立し給ふ。これ日本寺建立の始 てんわうじ につほんてらこんりう はじめ

故 かるがるへ しんこく 神国に生れたる人第一しるべきことは神道ぞかし。 ひと 中にも なか

ばんじやう そのしよく かみ 匠は其職を神より伝へて日々其業を勤む。 つた ひゞくくそのわさ つと あにしんこく 豊神国の神道ならざら

んや。 是を以其職たる人は別て其職の祖神をしらずんば、 たとへば

ひと べつし そのしよく そじん

こ、 もつてそのしよく

親有て親をしらざるにもまされり。去ほどに中比両部習合とい おやあつ おや さる なかごろりやうぶしうがう ふ神道 しんとう

を作りて、神を仏菩薩に混雑し、 つく かみ ぶつぼさつ こんざつ なにがし じんじや ほんぢなに ほとけ 何某の神社は本地何の仏など、云く いひ

らまし、 神社をも天竺風に仕替、神」っを奴のごとく卑に落して、 しんしや てんちくふう しかへ かみ やつこ ひくき 神徳 しんとく

を失ふ事は清水に泥を流がごとし。 こと せいすい どろ 又番匠の祖神をも、 またばんじやう そじん 聖徳太子に しやうとくたいし

仕替、 しかへ まつ 祭るにおゐては仏経を誦、 ぶつきやう よみ ぎよるい 魚類を禁ず。 きん 是等皆両部習合者の これらみなりやうぶしうがうしや

所為なるべし。 此故に番匠たる人も実の祖神をとり失ひ、 このゆへ ばんじやう ひと まこと そじん うし 闇夜に 燈 あんや ともしび

のきへたるがごとし。 然に中比の乱世久しく治らず。 しかる なかごろ らんせいひさ おさま やゝもすれ らんぞく 動 ば乱賊に引 ひき

ちらされ、或は兵火に煙と成て東西に逃走り、安心ならざる折からは、 めるひ ひやうくわ けふり なつ とうざい にげはし あんしん

万人是を察せざるもことはり也。 今や四海波しづかにして、太平の しかい なる

【俗説正誤】匠家必用記』〈翻刻と解題〉(一)

御世に生れし」4思ひ出に、 みよ 祖神の祖たる神光をかゝげて、 そじん 神恩を謝し

たてまつ 奉るは、 番匠たる人の本意とも云べけれ。 ひと ほんい いふ りやうぶしうがうしや 両部習合者へ降参の人々、 かうさん ひとぐ

よく此理を考へ過を改て、 このり かんが あやまち あらため じんだい 神代より定る誠の祖神を敬ひ奉らば、 さだま まこと そじん うやま たてまつ

そのしよくはんじやう 職繁昌の基本たること疑ひ有べからず。 もとひ うたがひ

其

番匠の祖神基本を起給ふ事 そじんもとひ

かたじけなしんこくばんじやう 忝くも神国番匠の祖神、 そじん 其術の基本を起給ふ其本源を尋るに、 そのみち もとひ おこし そのみなもと たづぬ 天神 てんじん

七代に当りて、伊弉諾尊、伊弉冊(ママ)だい あた いさなぎのみこと いざなみの 」ゥ尊おのころ嶋に天降りましく~、 みこと しま

天瓊矛を以て国中の天 柱とし、 あまのとほこ もつ くになか あめのみはしら 八尋の殿を化立給ふより此ことおこ やひろ との

これじんだいてんきう はじめ

すなはちこのでん

ばんもつ

くはせい

彼国中に御柱を化立給ふ御神徳によつて、手置帆負命・彦狭知命二 る。 かのくになか 是神代天宮の始也。 みはしら たて 則此殿にましく、て万物を化生し給ふ。 たおきほおひのみこと ひこさしりのみこと

神始て番匠の道の基本を起し、 じんはじめ ばんじやう みち もとひ おこ きうでんおくたくおよびもろ (きざい 宮殿屋宅 及 諸 の器財を工し給ひて、

Ŧī.

四

日本は神国なれば神の教を神道といへり。神道は人道にて朝暮身には

おしへ しんとう

しんとう じんとう

+ 問答」ゥ もんどう

匠家必用記上之卷

神国神道并両部習合の大意

原 夫日本は神国にして道は則神道也。 みち すなはちしんとう 其故は、 そのゆへ あまつみおやくにとこたちのみこと 天祖 国 常立 尊

を始とし、 天神七代地神五代の神 だいぢじん だい かみ 〈国に統御し給ひ、 · 人皇は

神武天皇に始り【地神五代并人皇といふ名目はなきことなれども、 はじま ぢじん だい にんわう みやうもく

L

外より災来らざるは道を守るの徳也。

故に、

神国に生れて此国の貴

ばらく俗習にしたがひ記」之】、百十七代の今にいたる迄、 あまてるお、んがみ 天照太神

すべみまご あまつひつぎ 天祚をしろし召て、 神より伝ふる三種の神宝御身の護と かみ つた みくさ かんたからおんみ まもり

ならせ給ひ、皇統万々歳天地と共に窮なきは、蓋是神国なる」2の證 くわうとうばん (〜ぜいあめつち とも きはまり けだしこれしんこく しるし

唐天竺にはか、るめでたき例なし。貴くも又有がたきことなら たつと

ばんこく たつと

ずや。

此故に日本は万国に勝れて貴きことをしるべし。かくのごとく

ふうふ きやうだい ほうゆう まじはり しやうじきじゆんわしんきやう ほどよく まこと

なれざる道也。日本に生れし人は此教に隨て、

家を斉身を脩べし。

ひと このおしへ したがひ

いへ

君臣・父子・夫婦・兄弟・朋友の交に、 正直淳和の神教を節し、 誠

を常として其家業を勤る人、これを神道を守るといふ也。かくのごと つね そのかげう つとむ ひと しんとう

く道を守る人は、神の冥」がに叶ひて必自然の福あり。 みち かみ みやう かな かならずしぜん さいわい 常に相応の

たのしみ そのうへちやうじゆ たもち

楽ありて苦といふことをしらず。 まも とく 且長寿を保て一生を豊にくらし、 かるがゆへ しんこく このくに たつと

きことをしらずんば、 日本に生れたる甲斐なし。 につほん むま かひ 遠き異風の教に本心 とを いふう おしへ ほんしん

を奪れて、近き神国の神道たることをしらず。或は邪欲不義放埓にし うば、 ちか しんこく しんとう あるひ じやよくふぎほうらつ

て表裏をこととし、己が身を立んとて人の難儀を省ざる人は必 親 みたて ひと なんぎ かへりみ ひと かならずしんるい 類

むつましからず、朋友に遠ざかり、 ほうゆう とを 常に心に苦たへず。 つね こころくるしみ 動ば災」3

おこつ べいせんこれ ため 起て米銭是が為につゐへ、 自 貧 者となるは神教を守らざるの謂也 おのずからひんじや しんきやう まも

が為なり。 ため 譬ば正説は宮殿のごとく、書は階梯のごとし。番匠の たとへ たゞしきこと きうでん しよ かいてい ばんじやう

童 わらんべしよく 職のいとまごとに此書をみるときは、 自然と彼宮殿に至り易か しぜん かのきうでん いた やす

らんか。 はじめもつはらばんじやう かみ こんざつ 始に専番匠の神の混雑せることを弁じ、 べん 次に神代の昔 語 つき じんだい むかしがたり

ばんじやう かみ しんとく をはり みやつくり とりい

を写して番匠の神の神徳をのべ、終に宮造より鳥居に至るまでその

こじつ あらは

また やつくりきつけう べん くは

ぐわん

まこと このしよく

る人の其元を求る一助とせば、少の益もあらんかしと拙き言の葉を筆 故実を顕し、又、 ひと そのもと もとむ 屋造吉凶の弁を加へて三巻となしぬ。」4実に此職た じよ すこし えき つたな こと ひつ

ばんじやう わらんべ そな

、番匠の童に備ふることしかり。

宝歴五乙亥年 · 立石定準誌 印点

しやうかひつようき

匠家必用記上之卷

目次

神国神道并に両部習合の大意 しんこくしんとう りやうぶしうがう

ばんじやう かみもとい おこし

 \equiv 番匠の神基本を起給ふ事

 \equiv しやうとくたいしばんじやう そじん

せつ

聖徳太子番匠の祖神に非る弁附り天王寺の説

ばんじやう どうぐはじま 番匠の道具始りの弁 べん

兀

しんとう かしよく はか べん

五. 神道は家職に離れざるの弁

六 ばんじやう だいく 番匠を大工といふ弁附り飛騨の匠が説」 べん ひだ たくみ せつ

かくべん

七 尉の字を書弁

ふぢはら せいし べん しせい

八 藤原の姓氏の弁附り四姓の説

九 彫物の弁 ほりもの べん

ばんじやう そじんまつり

十 番匠の祖神祭の事

 \equiv

此職たる人見すんはあるへからす。実に可謂是匠家必用之書也。 尺の弁、造作吉凶五行相生相克の弁、其外番匠心得の事、数多載之。上の神事道具 □始、藤原 姓 名の故実大工小工の号、彫物の弁、唐次に神社佛閣の始り宮造の故実千木鰹木玉垣神門鳥居等の由来、棟次に神社佛閣の始り宮造の故実千木鰹木玉垣神門鳥居等の由来、棟此書は美作国津山の人立石氏の述る処也。第一番匠祖神の事を記し、此書は美作国津山の人立石氏の述る処也。第一番匠祖神の事を記し、

正誤 匠家必用記 三卷

附録 神明造宮雛形并神輿雛形入

東都書肆

千鍾房梓

(上之巻見返し)

匠家必用記序

京一畿 淑ハネ゙、是ニ書゙於パ匠ー家「謂パサ之゚温ー故知ー新゙之一ー助ト亦ゥ庶ー幾乎。 何_道步2舎」之。然上、則立_石_氏、之_書、 必上、亦不」所」可以焉。 考-拠"。立_石_氏用"心"于此"書"。可"謂"勤""矣。雖'"然"匠-家 祭バ」ゥ中トのサ引カサ国ー典サ証トッ之ッ終トの図ハ上ー古宮ー制之式サ゚。 而メ備トロを 請っ子序トッロー、゙出が、而関メート、、゚ーターが論。゚凡、匠ー家欽ム業ッ者有ルッ所、賞テテユー |題||^゙に家必-用゚一「書』、而視」余"日'僕雖゚゚,"固-陋寡-聞゚自゚有」取,|私-趨*」ー」新゙ニ゚トロッ、疎ニッ本ッ遂ッ末ッ者_多シトメド、因ッ出メ其ク所ハ自ニッ著。 国-典,而躬家,,于市-井,"業,文-籍,与,"匠-具,于店,上,"者_也。頃来,, _作,州津_山,人立_石_氏与、余省、応、 遂 |'有コ訪ア「゚の余ッ僑ー居|'問ム安ッ言シ故ッ之余談及アサ于今ー世ノ之エー匠 「書」之》以『塞』」、其』求『云』 而、原」始"要」終。敬 其__一人*也嘗*好;"史-学"頗* 亦。可以不以以一用の三匠一家(、先ッ敦が古「何」業が疎」が之

印 印 印 り 守 宝-歴丙-子孟陬 之月 宝-歴丙-子孟陬 之月

匠家必用記自序

薬師仏を以て医の祖神とし、管烝相を鍛冶の祖神とす。愛染をもつてゃくしぶつ もつ い そじん かんしゃうぐ かち そじん あいぜん

いはゆるにつほんばんじゃう そじん たいりゃくこれおなじ しんとく うしな むかし しょ のお染匠の祖神とし、布袋和尚を福神とする類、皆此俗説の所為也。こんや そじん ほていおしゃう ふくじん たぐひ みなこれぞくせつ しよいこんや そじん

て神徳を仰といへども事委からず。或は其文堅して、番匠の童是を」3LLとと、ぬふぐ ことくわし ぬるい そのぶんかたく ばんじやう わらんべこれ

所 謂日本番 匠の祖神も大略是と同ふして神徳を失ふ。昔より書に載

る人は万にして一人のみ。僕この職ならねども、家業のいとまに神書のとまん

を関し、時々其御神名の所にいたりて、御神徳のかくれたる事をなげける。おりくそのごじんなぞうところ

きぬ。終に不得已して此ことを書す。号て匠家必用記といふ。博識人のいやむことを考す。このしょ、なづけしゃうかひつようき ものしる

のみるべき書にはあらず。唯番匠の童をして、其理を覚さし」ゥめん

正誤匠家必用記』 〈翻刻と解題〉(一)

一 はじめに

次号(三六号)で「下之巻」と解題を掲載する予定である の翻刻と解題である。本号(三五号)で「上之巻」「中之巻」を翻刻し、 本稿は、宝暦六(一七五六)年に刊行された、『 俗説 匠家必用記』

翻刻にあたり、以下のようにした。

- 旧字は新字に改めた。
- 句読点、括弧は私に付した。
- 底本で二行書きになっている箇所は【】で示した。
- 濁点は底本のままとした。
- 丁付は、表を」、裏を」ゅとした。
- 印刷のかすれ等で判読できない文字は□とした。
- 文脈から推定できる箇所は()で補った。
- 明らかな誤りと思われる箇所には(ママ)と注記した。

本文翻刻

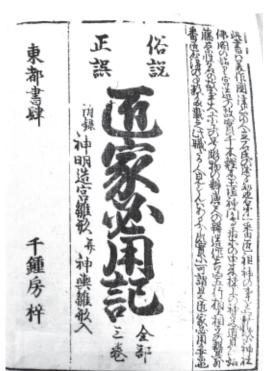
三津井森

牧康

子之

(本学学生)

正誤匠家必用記 上



(上之巻見返し)